

附則（平成13年9月17日OCT営発第1235号、第1236号）

（実施時期）

第1条 この約款は、平成13年10月1日から実施します。

（契約約款の廃止）

第2条 この約款の実施に伴い、a u電話サービス契約約款（以下「旧a u電話サービス契約約款」といいます。）、a uデュアルサービス契約約款（以下「旧a uデュアルサービス契約約款」といいます。）及びa uパケットサービス契約約款（以下「旧a uパケットサービス契約約款」といいます。）（以下これらを総じて「廃止約款」といいます。）は、廃止します。

（契約に関する経過措置）

第3条 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により次の各号の表の左欄の契約を締結している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約を締結したものとみなします。

（1）旧a u電話サービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
一般a u電話契約 （PDC方式に係るもの）	一般a u契約 （PDC方式のa u電話に係るもの）
一般a u電話契約 （CDMA方式に係るもの）	一般a u契約 （CDMA方式のa u電話に係るもの）
定期a u電話契約 （PDC方式に係るもの）	定期a u契約 （PDC方式のa u電話に係るもの）
定期a u電話契約 （CDMA方式に係るもの）	定期a u契約 （CDMA方式のa u電話に係るもの）
前払a u電話契約	プリペイド電話契約
ビジターコール契約	ローミング契約
ローミング契約	同上
緊急通報用電話契約	緊急通報用電話契約

（2）旧a uデュアルサービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
一般a uデュアル契約	一般a u契約 （CDMA方式のa uデュアルに係るもの）
定期a uデュアル契約	定期a u契約 （CDMA方式のa uデュアルに係るもの）
デュアルビジターコール契約	ローミング契約
デュアルローミング契約	同上

(3) 旧 a u パケットサービス契約約款における契約

廃止約款における契約	この約款における契約
a u パケット契約 (9.6kbit/sに係るもの)	一般 a u 契約 (9.6kbit/sの a u パケットに係るもの)
a u パケット契約 (14.4kbit/sに係るもの)	一般 a u 契約 (14.4kbit/sの a u パケットに係るもの)
パケットローミング契約	ローミング契約

(利用年数に関する経過措置)

第4条 この約款における利用年数は、廃止約款における利用年数を通算して取り扱います。

(利用休止中の契約に関する経過措置)

第5条 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により a u 電話、a u デュアル又は a u パケットの利用休止をしている契約については、この約款実施の日において、この約款第14条の規定により、a u サービスの利用の一時休止をしているものとみなします。

2 前項の場合において、廃止約款における利用休止中の期間は、これをこの約款における利用の一時休止期間に算入します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

第6条 この約款実施の際現に、旧 a u 電話サービス契約約款又は旧 a u デュアルサービス契約約款の規定により次表の左欄の基本使用料の種別を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の料金種別を選択したものとみなします。

廃止約款における種別	この約款における料金種別
プラン A	標準プラン
プラン B	ちょっとコール
プラン C	B. B. プラン
コミコミコール L	コミコミコール L
コミコミコール S	コミコミコール S
コミコミコール X S	コミコミコール X S
ホットコール	ホットコール
コミコミコールスーパー	コミコミコールスーパー
コミコミコールジャンボ	コミコミコールジャンボ
デイトムプラン	デイトムプラン

(基本使用料の割引の適用に関する経過措置)

第7条 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により次の各号の表の左欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の基本使用料の取扱い又は割引を選択したものとみなします。

(1) 旧 a u 電話サービス契約約款及び旧 a u デュアルサービス契約約款

廃止約款における 基本使用料の取扱い又は割引	この約款における 基本使用料の取扱い又は割引
定期 a u 電話契約に係る基本使用料の取扱い（一般用に係るもの）	定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い（一般用に係るもの）
定期 a u デュアル契約に係る基本使用料の取扱い（一般用に係るもの）	
定期 a u 電話契約に係る基本使用料の取扱い（学生用に係るもの）	定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い（学生用に係るもの）
定期 a u デュアル契約に係る基本使用料の取扱い（学生用に係るもの）	
契約者を単位とする基本使用料割引	契約者を単位とする基本使用料割引 I
複数回線複合割引	複数回線複合割引

(2) 旧 a u パケットサービス契約約款

廃止約款における基本使用料の割引	この約款における基本使用料の割引
契約者を単位とする基本使用料割引	契約者を単位とする基本使用料割引 II

(通信料の月極割引の適用に関する経過措置)

第 8 条 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により次表の左欄の通話料又はパケット通信料の月極割引を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の通話料又はパケット通信料の月極割引を選択したものとみなします。

廃止約款における 通話料又はパケット通信料の月極割引	この約款における 通話料又はパケット通信料の月極割引
通話料の月極割引 （パッケージ 1 に係るもの）	最低通話料の支払いを条件とする通話料の月極割引 （とくとくパック 1000 に係るもの）
通話料の月極割引 （パッケージ 2 に係るもの）	最低通話料の支払いを条件とする通話料の月極割引 （とくとくパック 2500 に係るもの）
通話料の月極割引 （パッケージ 3 に係るもの）	最低通話料の支払いを条件とする通話料の月極割引 （とくとくパック 5000 に係るもの）
契約者を単位とする通話料の月極割引	契約者を単位とする通話料の月極割引
特定電話番号への通話料の月極割引	特定電話番号への通話料の月極割引
D L 加入回線からの通話に係る通話料の割引	D L 加入回線からの通話に係る通話料の割引

パケット通信料の月極割引 (ミドルパックに係るもの)	最低パケット通信料の支払いを条件とする パケット通信料の月極割引 (ミドルパックに係るもの)
パケット通信料の月極割引 (スーパーパックに係るもの)	最低パケット通信料の支払いを条件とする パケット通信料の月極割引 (スーパーパックに係るもの)

(オプション機能等に関する経過措置)

第9条 この約款実施の際現に、廃止約款の規定より次表の左欄の付加機能又はオプション機能を選択している者は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

廃止約款における 付加機能又はオプション機能	この約款におけるオプション機能
三者通話機能	三者通話機能
割込通話機能	割込通話機能
着信短縮ダイヤル機能	着信短縮ダイヤル機能
メッセージ機能 (メッセージサービスに係るもの)	留守番伝言機能
メッセージ機能 (Cメールに係るもの)	Cメール機能
メッセージ機能 (文字サービスに係るもの)	文字サービス機能
着信通知機能	E Vメール機能
料金分計機能	通話料分計機能
迷惑電話おことわり機能	迷惑電話拒否機能
番号情報送出機能	番号情報送出機能
音声認識ダイヤル機能	音声認識ダイヤル機能
海外ローミング機能	海外ローミング機能
E Z w e b 機能 (タイプIに係るもの又は情報管理機能があるもの)	E Z w e b 機能 (タイプIに係るもの)
E Z w e b 機能 (タイプIIに係るもの又は情報管理機能がないもの。ただし、タイプIIIに係るものを除きます。)	E Z w e b 機能 (タイプIIに係るもの)

E Z w e b 機能 (タイプIIIに係るもの)	E Z w e b 機能 (タイプIIIに係るもの)
e z p l u s 通信機能	e z p l u s 通信機能
高速パケット通信機能	高速パケット通信機能
制御情報通知機能	制御情報通知機能
課金開始信号送出機能	課金開始信号送出機能

(プリペイドカードに関する経過措置)

第10条 廃止約款に規定する次表の左欄のプリペイドカードは、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄のプリペイドカードであるとみなします。

廃止約款におけるプリペイドカード	この約款におけるプリペイドカード
第1種カード	A種カード
第2種カード	B種カード

(ローミング契約に関する経過措置)

第11条 この約款実施の際現に、旧 a u 電話サービス契約約款の附則(平成11年3月10日 O C T 営発第0171号)第2項から第4項までの規定により従前のおりとされた者との間のローミング契約の取扱いについては、この約款第35条の規定にかかわらず、平成13年10月25日までの間、なお従前のおりとします。

ただし、この約款実施の日以降、従前のおりの取扱いを受けている者から当社とローミング契約を締結したい旨の申出があった場合は、この限りではありません。

2 当社は、前項本文の規定により従前のおりの取扱いを受けている者が、特定事業者が提供する a u サービスの種類の変更を行ったときは、前項ただし書きの申出があったものとみなして取り扱います。

(文字サービス機能の提供を受けていない P D C 方式の契約者回線に関する経過措置)

第12条 この約款実施の際現に、旧 a u 電話サービス契約約款の附則(平成11年10月20日 O C T 営発第1543号)第3項の規定により、その廃止約款における文字サービスの提供を受けていない P D C 方式の契約者回線について、その文字サービス及び E Z w e b 機能を提供しないとされた取扱いについては、なお従前のおりとします。

ただし、この約款実施の日以降、その契約者回線の契約者からこの約款における文字サービス機能を利用したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

(他社電話サービスの利用等に係る提供条件に関する経過措置)

第13条 この約款実施の際現に、旧 a u 電話サービス契約約款の附則(平成12年6月16日 O C T 営発第0656号)第2項の規定により従前のおりとされた株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ又は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海が提供するローミングの利用により生じた債権の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(複数回線割引に関する経過措置)

第14条 この約款実施の際現に、旧 a u 電話サービス契約約款の附則(平成13年4月26日 O C T 営発第0218号)第3項の規定により従前のおりとされた法人名義の契約者回線に係る複数回線割引については、なお従前のおりとします。

(自宅加入電話への通話料の月極割引に関する経過措置)

第15条 当社が別に定めるまでの間、 a u サービスの利用の一時休止の再利用があった場合は、再利用があった日を含む料金月の通話料について、この約款の料金表第1表第2(通話料)に規定する自宅加入電話への通話料の月極割引を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第16条 この約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第17条 この約款実施前に廃止約款の規定により行った手続きその他の行為は、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、廃止約款の規定により提供している電気通信サービスは、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附則(平成13年10月11日OCT営発第1501号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成14年4月30日までの間における着信課金用ドメイン名に係るパケット通信料の割引については、この改正規定にかかわらず、その定額料の支払いを要しないものとし、その適用額は1課金対象パケットごとに税抜額0.1円とします。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成13年11月1日OCT営発第1656号)

(実施時期)

1 この改正規定は、当社が別に定める日から実施します。

(プリペイド通話に係る利用有効期間に関する経過措置)

2 この改正規定実施日以降、プリペイド通話に係る前払い通話料を追加登録した場合において、追加登録前の利用有効期間が365日を超えているときは、第76条第3項の規定を適用しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成13年11月1日OCT営発第1657号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年11月21日から実施します。ただし、迷惑電話拒否機能に関する改正規定については、平成13年12月1日から、プリペイド通話に係る前払い通話料に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(A種カード又はB種カードに関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施日以降、改正前の料金表の規定により提供されていたプリペイドカードであるA種カード又はB種カードについて、次の場合を除き、当社が別に定める期間において、それぞれこの料金表における第1種カード又は第2種カードと交換します。

(1) A種カード又はB種カードにおいて、既に第76条(プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等)に規定する登録を行っている場合。

(2) A種カード又はB種カードに記載されたカードの登録期限を経過している場合。

3 契約者は、前項の場合には、当社が別に定めるサービス取扱所に申し出ていただきます。

4 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成13年11月20日OCT営発第1713号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成14年9月30日までの間における料金表第1表第1（基本使用料等）に規定するオプション機能使用料の減額については、この改正規定にかかわらず、下表の料金額を減額して適用します。

1 契約ごとに

控除額（月額）
600円

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成13年12月13日OCT営発第1896号、第1897号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成13年12月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成13年12月26日OCT営発第1972号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年1月7日から実施します。

ただし、海外ローミング機能に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年1月24日OCT営発第2151号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年2月1日から実施します。

ただし、北摂ケーブルネット株式会社及び株式会社ケーブルネット神戸芦屋との接続に関する改正規定については、平成14年2月4日から、特定データ通信に係る通話料の適用に関する改正規定については、平成14年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年2月21日OCT営発第2329号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成14年3月21日の午前2時から実施します。

(経過措置)

2 平成14年3月21日の午前2時以前に開始された相互接続点からの通話（遠隔制御課金先指定の取扱いを受けたものを除きます。）に係る料金については、この改正規定にかかわらず、改正前の料金表の規定を適用します。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年2月28日OCT営発第2406号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。
ただし、浦和ケーブルテレビネットワーク株式会社との接続に関する改正規定については、平成14年3月25日から実施します。
(PDC方式に係る契約申込みの取扱いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日以降、第67条(通信利用の制限)に掲げる機関等からPDC方式に係る契約申込みがあった場合は、CDMA方式のauサービスにより代替して提供することが困難であると当社が認めるときに限り、この改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱うこととし、第9条(契約申込みの承諾)を準用する場合も同様とします。
(ローミングに係る契約者回線における通話料の取扱いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、KDDI株式会社のコミコミOneファーストの適用を受けているローミングの契約者回線における通話料については、なお従前のとおり取り扱います。

附則(平成14年3月11日OCT営発第2470号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。
(その他)
- 2 OCT営発第1713号(平成13年11月12日)の附則第2項(経過措置)中「平成14年3月31日までの間」とあるのを「平成14年9月30日までの間」に改めます。

附則(平成14年3月25日OCT営発第2601号、第2602号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成14年5月1日OCT営発第0192号)

この改正規定は、平成14年5月1日から実施します。

ただし、株式会社スーパーネットワークキューとの接続に関する改正規定については、平成14年6月1日から実施します。

附則(平成14年4月26日OCT営発第0225号)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附則(平成14年5月14日OCT営発第0307号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成14年5月31日OCT営発第0441号)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附則(平成14年6月4日OCT営発第0465号、0466号)

この改正規定は、平成14年7月22日から実施します。

附則(平成14年6月24日OCT営発第0595号、0596号)

この改正規定は、平成14年7月1日から実施します。

附則(平成14年7月11日OCT営発第0740号、0741号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成14年7月18日から実施します。
ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）に規定するオプション機能使用料の減額適用及び第1（基本使用料）2（料金額）に規定するオプション機能使用料に係る改正規定については、平成14年10月1日から、別表1（オプション機能）に係る改正規定については、平成14年10月15日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、タイプIVに係るE Z w e b機能の提供を受けている契約者回線（高速パケット通信機能の提供を受けている契約者回線を除きます。）については、タイプIVに係るE Z w e b機能が廃止（この機能の種類の変更を含みます。）されるまでの間、高速パケット通信機能に係る別表1（オプション機能）の改正規定にかかわらず、なお従前のとおり取り扱います。
ただし、この改正規定実施の日以降、高速パケット通信機能の利用の請求があった場合は、この限りではありません。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款に規定するナビダイヤル通話又はテレドーム通話に係る料金（特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。）については、平成14年7月18日から平成14年12月31日までの間、料金表第1表第2（通話料）1（適用）に規定する基本使用料の料金種別による通話料の減額適用、複数回線複合割引の通話料の取扱い、契約者を単位とする通話料の月極割引の適用、通話料の長期利用割引の適用、通話料の月間累計額に応じた通話料の月極割引の適用又は最低通話料の支払いを条件とする通話料の月極割引の適用において、その適用の対象となる通話料とみなして取り扱います。

附則（平成14年7月25日O C T 営発第0850号、0851号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年8月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改定前の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約を締結しているものとみなします。

定期 a u 契約	第1種定期 a u 契約
-----------	--------------

附則（平成14年8月26日O C T 営発第1078号）

この改正規定は、平成14年9月2日から実施します。

附 則（平成14年9月24日O C T 営発第1254号、1255号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年10月18日O C T 営発第1447号）

この改正規定は、平成14年10月25日から実施します。

ただし、別記1に規定する協定事業者の区分に係る改正規定については、平成14年11月1日から実施します。

附則（平成14年11月27日O C T 営発第1754号、1755号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成14年12月4日から実施します。
ただし、この改正規定中、一般 a u 契約者が行う一般 a u 契約の解除及び定期 a u 契約者

が行う定期 a u 契約の解除に関する改正規定以外の部分については、平成15年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、一時休止又は一時中断の状態にある契約者回線については、この改正規定にかかわらず、その再利用又は再開に係る番号登録手数料又はシステム登録手数料の支払いを要します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成14年1月5日OCT営発第2013号）

この改正規定は、平成15年1月5日から実施します。

附則（平成15年1月24日OCT営発第2166号、第2167号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年2月1日から実施します。
ただし、ソフトバンクBB株式会社との接続に関する改正規定については、平成15年2月7日から、BREW.NET機能及びEZweb機能に関する改正規定については、平成15年2月21日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年3月17日OCT営発第2527号）

この改正規定は、平成15年3月17日から実施します。

附則（平成15年3月5日OCT営発第2475号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
ただし、料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-3の改正規定については、平成15年4月21日の午前2時から実施します。

(経過措置)

- 2 平成15年4月21日の午前2時以前に開始された通話（料金表第1表第2（通話料）2（料金額）2-3に係る通話に限ります。）に係る料金については、この改正規定にかかわらず、改正前の料金表の規定を適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年3月24日OCT営発第2596号、第2597号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年4月1日から実施します。
(a u サービスの種類の廃止に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していたPDC方式のa u サービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供するa u サービスに係る契約に移行するものとします。
- 3 前項の場合において、約款第88条（当社が行うa u サービスの種類の変更の場合の費用負担）の規定は、平成15年9月30日までの間にその請求があったときに限り適用するものとします。
- 4 平成15年3月31日において現に利用され、第2項の規定により契約が移行したa u サービスについて、当社は、約款第14条（a u サービスの利用の一時休止）に規定する一時休止があったものとみなして取り扱います。
- 5 前項の場合において、当社は、平成15年9月30日までの間にそのa u サービスが再利用されたときに限り、一時休止前と同一の電話番号を付与するものとします。

- 6 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していたPDC方式に係る定期au契約については、この改正規定実施の日における一般au契約への移行にかかわらず、その契約解除料の支払いを要しません。
(プリペイド電話の種類廃止に関する経過措置)
- 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた第1種プリペイド電話契約及び第2種プリペイド電話契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ改正後の規定におけるプリペイド電話契約に移行するものとします。
- 8 前項の場合において、当社は、移行後のプリペイド電話契約に係る契約者回線に端末設備が接続されていない期間について、その契約者回線に端末設備が接続されている場合と同様に取り扱います。
- 9 当社は、平成15年9月30日までの間に端末設備が接続されなかった契約者回線(第7項の規定により第2種プリペイド電話契約から移行した契約に係るものに限り)について、平成15年10月1日に電話番号を変更するものとします。
(当社が提供する端末設備に関する経過措置)
- 10 この改正規定実施の日から平成15年5月31日までの間における当社が提供する端末設備に関する料金その他の提供条件については、第2項の規定に該当する場合を除き、なお従前のおりとしします。
ただし、平成15年5月1日以降、当社は、当社が提供する端末設備の利用に係る申込みがあったときは、これを承諾しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附則(平成15年4月1日OCT営発第2737号、第2738号)

この改正規定は、平成15年4月8日から実施します。

ただし、この改正規定中、別表1(オプション機能)3欄の改正規定については、平成15年4月23日から実施します。

附則(平成15年4月24日OCT営発第0178号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年5月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成15年5月26日から、第2(通話料)に規定するプリペイド通話に係る通話料に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

(プリペイド通話に係る前払い通話料の登録に関する経過措置)

2 au契約者は、平成15年5月19日から当社が別に定める日までの間において、前払い通話料を登録できません。

(A種カード又はB種カードに関する経過措置に関する変更)

3 OCT営発第1657号(平成13年11月1日)の附則第4項(A種カード又はB種カードに関する経過措置)については、平成15年5月19日をもって「削除」に改めます。

(パケット通信料の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けている者とみなします。

最低パケット通信料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引(その種類がミドルパックのものに限り)。	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引I(その種類がミドルパックのものに限り)。
最低パケット通信料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引(その種類がスーパーパックのものに限り)。	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引II(その種類がスーパーパックのものに限り)。

定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引II
---------------------------	-----------------------------

(セット品に係るプリペイドカードに関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、改正前の料金表の規定により提供されていたセット品に係るプリペイドカードについては、それぞれこの料金表における第1種カードとみなして取扱います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成15年5月16日OCT営発第0322号、第0323号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年5月23日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の端末設備が接続されている契約者回線については、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のauサービスを利用しているものとみなします。

端末設備の種類	auサービスの種類
アイ以外のデュアル端末	第1種auデュアル
イ 受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したデュアル端末	第2種auデュアル
ウエ以外のパケット端末	第1種auパケット
エ 受信において最高144kbit/sの符号伝送が可能な通信方式に対応したパケット端末	第2種auパケット

3 前項の規定により第2種auパケットを利用しているとみなされる契約者回線であって、契約者、請求書の送付先、オプション機能の利用その他の契約内容が同一であるものは、この改正規定実施の日以降、同一の包括回線グループに所属しているものとみなします。

ただし、その日において、その契約者回線に係る契約者から、異なる包括回線グループを指定する申出があったときは、この限りではありません。

附則(平成15年5月28日OCT営発第0416号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成15年6月5日OCT営発第0508号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成15年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(20)の料金額の規定については同日の午前2時から実施し、別記3(6)の規定については平成15年7月3日から実

施します。

(経過措置)

- 2 平成15年7月1日の午前2時以前に開始された通話(料金表第1表第2(通話料)1(適用)(20)の適用を受ける通話に限ります。)に関する料金については、この改正規定にかかわらず、改正前の規定に係る料金額を適用します。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成15年6月16日OCT営発第0588号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年6月23日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成15年7月4日OCT営発第0716号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

附則(平成15年7月24日OCT営発第0801号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年8月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料のうち、タイ王国に関する改正規定については、平成15年8月8日から、台湾に関する改正規定については、平成15年9月18日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成15年7月30日OCT営発第0864号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 OCT営発第0716号(平成15年7月4日)の附則第2項(経過措置)の表のE中「学生用の基本使用料」を、「学生用又は障害者用の基本使用料」に改めます。

附則(平成15年9月1日OCT営発第0865号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成15年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成15年9月18日OCT営発第0918号)

この改正規定は、平成15年9月18日から実施します。

附則(平成15年9月24日OCT営発第1184号)

この改正規定は、平成15年10月1日から実施します。

ただし、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号(0035に限

ります。)を使用して行った通話に関する改正規定については、当社が別に定める日から実施します。

附則（平成15年10月3日OCT営発第1266号、第1267号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年10月10日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成15年11月30日までの間、IP電話サービスの電気通信回線への通話（電気通信番号規則第10条第2号に規定する電気通信番号を使用して行ったものに限ります。）については、この改正規定にかかわらず、料金表第1表第2（通話料）1（適用）(13)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引を適用しません。

附則（平成15年10月22日OCT営発第1399号、第1400号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年11月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、E Z w e b利用制限に関する部分は平成15年11月4日から、第3種a uデュアル及び第3種a uパケットに関する部分は平成15年11月28日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成16年5月31日までの間におけるa u. N E T機能に係るオプション機能使用料については、この改正規定にかかわらず、その支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年12月1日OCT営発第1613号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年12月8日OCT営発第1681号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成15年12月15日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成15年12月25日OCT営発第1758号）

この改正規定は、平成16年1月8日から実施します。

附則（平成16年1月9日OCT営発第1849号、第1850号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年2月9日から実施します。

（a u. N E T電子メールに関する経過措置）

2 この改正前の約款に規定するa u. N E T電子メールについては、この改正規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成16年5月31日までの間、なお従前のとおり提供するものとし、平成16年6月1日をもって廃止します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年2月10日OCT営発第2039号、第2040号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年2月17日から実施します。
ただし、この改正規定中、定期 a u 契約に係る契約解除料に関する部分は、平成16年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年3月1日 OCT 営発第2109号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年3月1日から実施します。

(空き電話番号検索サービスに関する経過措置)

- 2 a u 契約の申込み（他の a u 契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に別記3(7)に規定する調査の請求を行った場合であって、平成16年3月1日から平成16年4月30日までの間に、その申込みに係る契約者回線の提供の開始があったときは、別記3(7)ウの規定にかかわらず、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年4月1日 OCT 営発第2415号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 OCT 営発第2406号（平成14年2月28日）の附則第3項中「特定事業者」を「KDDI株式会社」に改めます。

- 4 OCT 営発第0716号（平成15年7月4日）の附則第2項を削ります。

- 5 削除

- 6 OCT 営発第2039号、第2040号（平成16年2月10日）の附則第2項を削り、第3項を1項繰り上げます。

- 7 平成16年2月29日の時点で、定期 a u 契約（第2種 a u パケットに係る第1種定期 a u 契約を除きます。）を締結している契約者については、その定期 a u 契約に係る契約解除料として、料金表第1表第4（契約解除料）の規定に代えて、その満了に伴いその契約を更新した回数（以下この附則において「更新回数」といいます。）に従い下表を適用します。

1 契約ごとに

区 分		料 金 額
		税抜額
第1種定期 a u 契約	更新回数が0回のもの	3,000円
	更新回数が1回のもの	1,000円
備考 更新回数が2回以上の場合は、その契約解除料の支払いを要しません。		

附則（平成16年4月26日 OCT 営発第0145号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年5月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年5月19日OCT営発第0267号）

この改正規定は、平成16年5月19日から実施します。

附則（平成16年5月28日OCT営発第0352号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年6月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年6月28日OCT営発第0614号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成16年10月1日から、第3（パケット通信料）に規定する定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲの適用及び特定のパケット通信への2段階定額制の適用に関する改正規定については、平成16年8月1日から実施します。

(特定のパケット通信への定額料の適用の廃止に関する経過措置)

2 改正前の規定により特定のパケット通信への定額料の適用を受けている者は、平成16年8月1日において、この改正規定に規定する特定のパケット通信への2段階定額制の適用を受けているものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年7月21日OCT営発第0806号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年7月26日から実施します。

ただし、この改正規定中、Cメール機能に関する部分は平成16年7月27日以降当社が別に定める日から、三者通話機能及び割込通話機能に関する部分は平成16年8月1日から、契約者の氏名等を通知する中継事業者に関する部分は平成16年8月2日から実施します。

(BREW、NET機能に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、変更前のau通信サービス契約約款の別表1（オプション機能）のBREW、NET機能に関する規定に基づき提供しているオプション機能は、この改正規定実施の日において、この約款の別表1（オプション機能）に定める第1種BREW、NET機能に関する規定に基づき提供します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年8月5日OCT営発第0908号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成16年8月9日から実施します。

(パケット通信料の月極割引Ⅲの適用及び特定のパケット通信への定額料の適用に関する規定の廃止に伴う附則の改正)

2 OCT 営発第0614号（平成16年6月28日）の附則第1項のただし書き後段及び表を削ります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年8月17日OCT 営発第0987号）

この改正規定は、平成16年8月23日から実施します。

附則（平成16年8月27日OCT 営発第1057号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年8月31日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社STNet及びZIP Telecom株式会社との間の相互接続通信の接続形態と料金の取扱いに関する部分については、平成16年9月1日から実施します。

（空き電話番号検索サービスに関する経過措置）

2 au 契約の申込み（他のau 契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に別記3（7）に規定する調査の請求を行った場合であって、平成16年9月1日から平成16年12月31日までの間に、その申込みに係る契約者回線の提供の開始があったときは、別記3（7）ウの規定にかかわらず、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要しません。

（その他の経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年9月28日OCT 営発第1235号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 OCT 営発第0614号（平成16年6月28日）の附則第1項のただし書き中「料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、当社が別に定める日から」を「料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成16年10月1日から」に改めます。

附則（平成16年10月14日OCT 営発第1333号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年10月18日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 OCT 営発第1057号（平成16年8月27日）の附則第2項中「平成16年10月31日まで」を「平成16年12月31日まで」に改めます。

附則（平成16年10月26日OCT 営発第1374号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年10月29日から実施します。

ただし、特定文字メッセージ送信に係る通話料に関する改正規定、学生又は障害者である

ことを条件とする通話料の月極割引に関する改正規定及びe z p l u s通信に関する改正規定は平成16年11月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年11月12日O C T 第1472号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年11月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成16年11月29日O C T 第1574号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成16年12月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の各号に規定する表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄に定めるパケット通信料の取扱い若しくは割引又は基本使用料の料金種別を選択したものとみなします。

(1) 第3種 a u デュアルに係るもの

改正前の規定における パケット通信料の取扱い又は割引	この改正規定における パケット通信料の取扱い又は割引
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nミドルに限りませう。）	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nミドルに限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nに限りませう。）	定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ
特定のパケット通信への2段階定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（ダブル定額に限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）及び特定のパケット通信への2段階定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nスーパーに限りませう。）
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割W I Nミドルに限りませう。）及び特定のパケット通信への2段階定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（パケット割W I Nミドルに限りませう。）

定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINに限り ます。）及び特定のパケット通信への2段階 定額制	特定のパケット通信への2段階定額制（ダ ブル定額に限ります。）
---	------------------------------------

(2) 第3種auパケットに係るもの

改正前の規定における割引	この改正規定における 基本使用料の料金種別
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINスー パーに限ります。）	WINシングルL
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINミドル に限ります。）	WINシングルM
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ（パケット割WINに限り ます。）	WINシングルS
備考 改正前の規定において上記のいずれの適用も受けていない場合、当社は、その契 約者がこの改正規定による基本使用料の料金種別としてWINシングルSを選択 したものと取り扱います。	

附則（平成16年12月10日OCT営発第1672号）

この改正規定は、平成16年12月13日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定については、平成16年12月15日から実施します。

附則（平成16年12月17日OCT営発第1730号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成16年12月20日から実施します。

ただし、相互接続通信の接続形態と料金の取扱いに関する規定については、平成16年12月21日から実施します。

（プリペイド電話契約者の取扱いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社とプリペイド電話契約を締結している者（改正前のau通信サービス契約約款第28条の規定により、当社がプリペイド電話契約者と取り扱う者を含みます。以下この項及び次項において「改正前契約者」といいます。）は、当社が別に定める期日までに、プリペイド電話契約者としての届出を行っていただきます。この場合においては、改正前契約者は、その契約者回線に接続された端末設備を持参のうえ、当社所定の書面及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを、そのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

3 改正前契約者（前項に基づきプリペイド契約者としての届出を行ったものを除きます。）については、この改正以後のau通信サービス契約約款第31条、第32条、第33条又は第61条の規定によらず、それぞれ改正前のau通信サービス契約約款第25条、第26条、第27条又は第56条の規定を従前のおり適用するものとします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（平成16年12月27日OCT営発第1790号）
この改正規定は、平成17年1月1日から実施します。

附則（平成17年1月26日OCT営発第2003号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から実施します。
ただし、基本使用料の料金種別（プランLLに限ります。）及び通話料（基本使用料の料金種別がプランLLのものに限ります。）に関する部分は、平成17年2月14日から実施します。
（第3種auパケットの基本使用料に関する経過措置）
- 2 第3種auパケットの基本使用料については、その料金種別に応じ、平成17年2月1日から平成17年4月30日までの間、料金表第1表（au通信サービスに関する料金等）第1（基本使用料等）2（料金額）2-1-2（auパケットに係るもの）（1）（一般au契約に係るもの）の規定に代え、次表を適用するものとします。

1 電話番号ごとに月額

区 分		料 金 額
		税抜額
第 3 種 a u パ ケ ッ ト	WINシングルLL	7,800円
	WINシングルL	5,600円
	WINシングルM	3,900円
	WINシングルS	2,250円
	WINシングルSS	1,400円

（空き電話番号検索サービスに関する経過措置）

- 3 au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に別記3（7）に規定する調査の請求を行った場合であって、平成17年2月1日から平成17年4月30日までの間に、その申込みに係る契約者回線の提供の開始があったときは、別記3（7）ウの規定にかかわらず、料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する空き電話番号検索手数料の支払いを要しません。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年2月24日OCT営発第2182号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年3月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、改定前の規定に基づく回収代行の取扱いを利用して行われた有料サービスの利用又は商品の購入に関する料金の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年3月30日OCT営発第2383号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年4月15日OCT営発第0106号）
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年4月18日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年4月19日OCT営発第0120号）
(実施時期)

- 1 この改正規定は平成17年4月20日から実施します。
(プリペイド電話契約者の取扱いに関する経過措置)
- 2 OCT営発第1730号（平成16年12月17日）の附則第2項中「当社が別に定める期日までに」を「平成17年12月31日までに」に改めます。
- 3 当社は、OCT営発第1730号（平成16年12月17日）附則第2項に規定する改正前契約者が、同項に定める期日までにプリペイド契約者としての届出を行わなかった場合には、そのプリペイド電話の利用を停止することがあります。

附則（平成17年4月27日OCT営発第0190号）
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年4月28日から実施します。
ただし、有料サービスの利用又は商品の購入に係る料金の合算請求の取扱い、複数回線の利用を条件とする第3種auパケットに関する基本使用料の減額適用、定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲの適用及び特定のパケット通信への2段階定額制の適用に関する部分は、平成17年5月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次の各号に規定する表の左欄の適用を受けているau契約者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄に定めるパケット通信料の取扱いを選択したものとみなします。

改正前の規定における パケット通信料の割引	この改正規定における パケット通信料の取扱い
定額料の支払いを条件とするパケット通信料の月極割引Ⅲ	特定のパケット通信への2段階定額制（ダブル定額ライトに限ります。）

附則（平成17年5月30日OCT営発第0353号）
この改正規定は、平成17年6月1日から実施します。

附則（平成17年6月14日OCT営発第0450号）
この改正規定は、平成17年6月16日から実施します。

附則（平成17年6月28日OCT営発第0529号）
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年7月11日OCT営発第0620号）

この改正規定は、平成17年7月13日から実施します。

附則（平成17年8月11日OCT営発第0804号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年8月15日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、当社が別に定める契約に基づき一定額到達案内サービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、料金安心サービス（通知コースであって、概算額の算定の対象となる通信の種類がタイプⅠのものに限ります。）の提供を受けているものとみなします。

附則（平成17年8月31日OCT営発第0893号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年9月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能（タイプⅠのものであって、パケット通信に係るものに限ります。）に係るオプション機能使用料に関する改正規定は、平成17年9月2日から実施します。

(その他)

- 2 OCT営発第1235号、第1236号（平成13年9月17日）の附則第5条第1項中「第12条」を「第14条」に、同附則第11条第1項中「第29条」を「第35条」に、OCT営発第1656号（平成13年11月1日）の附則第2項中「第72条」を「第76条」に、OCT営発第1657号（平成13年11月1日）の附則第2項第1号中「第72条」を「第76条」に、OCT営発第2406号（平成14年2月28日）の附則第2項中「第63条」を「第67条」に、OCT営発第2596号、第2597号（平成15年3月24日）の附則第3項中「第86条」を「第88条」に、同附則第4項中「第12条」を「第14条」に、OCT営発第1730号（平成16年12月17日）の附則第3項中「改正後のau通信サービス契約約款第25条、第26条、第27条又は第56条の2の規定」を「この改正以後のau通信サービス契約約款第31条、第32条、第33条又は第61条の規定」に改めます。

附則（平成17年9月30日OCT営発第1037号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年10月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年10月14日OCT営発第1163号）

この改正規定は、平成17年10月16日から実施します。

附則（平成17年10月17日OCT営発第1170号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成17年10月19日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年10月27日OCT営発第1222号）

この改正規定は、平成17年10月28日から実施します。

附則（平成17年10月28日OCT 営発第1236号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（平成17年11月9日OCT 営発第1298号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月10日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（平成17年11月11日OCT 営発第1313号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月14日から実施します。
- 2 削除
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
- 4 削除

附則（平成17年11月15日OCT 営発第1321号）

この改正規定は、平成17年11月16日から実施します。

附則（平成17年11月21日OCT 営発第1341号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年11月22日から実施します。
- 2 削除

附則（平成17年11月29日OCT 営発第1398号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成17年12月1日から実施します。
（E Z w e b 機能の一部廃止及び同機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していたE Z w e b 機能（タイプⅠ又はタイプⅡに係るものに限ります。）は、この改正規定の実施をもって廃止します。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

改正前の規定におけるオプション機能	この改正規定におけるオプション機能
E Z w e b 機能（タイプⅢに係るもの）	E Z w e b 機能（タイプⅠに係るもの）
E Z w e b 機能（タイプⅣに係るもの）	E Z w e b 機能（タイプⅡに係るもの）
E Z w e b 機能（タイプⅤに係るもの）	E Z w e b 機能（タイプⅢに係るもの）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成17年12月15日OCT営発第1475号）

この改正規定は、平成17年12月16日から実施します。

附則（平成18年1月18日OCT営発第1656号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年1月19日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前のau通信サービス契約約款第61条第2項又は第3項の規定により利用を停止されているプリペイド電話に係る契約の解除、利用停止及びプリペイド通話に係る前払い通話料の登録等の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

3 当社は、OCT営発第1730号（平成16年12月17日）附則第2項に規定する改正前契約者であって、平成17年12月31日までにプリペイド契約者としての届出を行わなかったものについて、そのプリペイド電話の利用を停止し、又は契約を解除する場合、同附則第3項の規定によらず、この約款に定めるプリペイド電話契約者とみなして、この約款の第33条、第61条及び第76条を適用します。

この場合においては、通知を省略します。

4 当社は、前項の規定によりその利用を停止したプリペイド電話に係るプリペイド電話契約者について、その利用を停止した日から365日を経過してもなお、そのプリペイド電話契約者本人の確認ができない場合は、この約款の第33条第2項に規定する「その事実が解消しない場合」に該当するものとして取り扱います。

附則（平成18年1月31日OCT営発第1755号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年2月13日OCT営発第1834号）

この改正規定は、平成18年2月16日から実施します。

附則（平成18年2月17日OCT営発第1870号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年2月20日から実施します。

（オプション機能の提供に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、変更前のau通信サービス契約約款の別表1（オプション機能）に規定する留守番伝言機能、ボイスメール機能、Cメール機能又はezplus通信機能を提供されていない契約者回線については、当社は、この約款の別記30の規定にかかわらず、海外ローミング機能、au.NET機能及びハローメッセージ機能の提供に限り請求があったものとみなして取り扱います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年2月28日OCT営発第1926号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年3月1日から実施します。

（サポートプランに関する基本使用料の減額適用に関する経過措置）

2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年3月29日OCT 第2109号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年4月7日OCT 第060410号）

この改正規定は、平成18年4月10日から実施します。

附則（平成18年4月24日OCT 第060501号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、デイトムプランWINの取扱いに関する改正規定については、平成18年5月6日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 OCT 第1313号（平成17年11月11日）の附則第2項（第3種auデュアル又はUIMサービスの契約者回線から行うデータ通信等に係る通話料に関する経過措置）については、「削除」に改めます。

- 4 削除

附則（平成18年5月30日OCT 第060601号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 料金表第1表（au通信サービスに関する料金）第1（基本使用料等）1（適用）（9）の4について、この改正規定実施の日から平成18年10月31日までの間、次の各号のとおり取り扱います。

(1) 同欄のアの規定にかかわらず、適用条件IIを満たす場合は、本減額適用を行います。

(2) 前号のほか、同欄のイの規定にかかわらず、適用条件を満たすいずれの契約者回線又は他網契約者回線についても、本減額適用を行うものとします。

- 4 OCT 第1926号（平成18年2月28日）の附則第3項（プリペイド電話契約手数料に関する経過措置）については、「削除」に改めます。

附則（平成18年6月15日OCT 第060616号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年6月16日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成18年6月27日OCT 第060630号）

(実施時期)

この改正規定は、平成18年6月30日から実施します。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する海外ローミング機能(タイプIIのものに限ります。)に係るオプション機能使用料に関する改正規定は、平成18年7月1日から実施します。

附則(平成18年7月28日OCT営発第060801号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年8月1日から実施します。

ただし、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料に関する改正規定は、平成18年8月3日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の日を含む料金月に係る前料金月からの繰越控除可能額(料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第2(通話料)1(適用)(10)の2に定めるものをいいます。)については、同規定によらず、0円とします。

3 この改正規定実施の際現に料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第1(基本使用料等)1(適用)(5)の適用を受けている契約者回線又はその適用の申出を平成18年8月13日までに当社が承諾した契約者回線については、料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第2(通話料)1(適用)(10)のイに規定する申出があったものとして取り扱います。この場合、平成18年8月13日を含む料金月以降の通話に関する料金について、料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第2(通話料)1(適用)(10)のエの規定によらず、その取扱いの適用の対象とします。

4 料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第2(通話料)1(適用)(10)の適用を受けている契約者回線(前項の規定により料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)第2(通話料)1(適用)(10)のイに規定する申出があったものとして取り扱われるものを含みます。)について、平成18年8月13日以前に、その契約者からその適用を廃止する申出があった場合、当社は、同規定中のオ又はカによらず、平成18年8月13日を含む料金月の初日に遡って同規定に定める取扱いの適用を廃止するものとし、その料金月に係る通話料については、その取扱いの適用の対象としないものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

6 削除

附則(平成18年8月15日OCT営発第060816号)

(実施時期)

この改正規定は、平成18年8月16日から実施します。

附則(平成18年8月25日OCT営発第060901号)

この改正規定は、平成18年9月1日から実施します。

附則(平成18年9月12日OCT営発第060915号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成18年9月15日から実施します。

(オプション機能の利用に係るパケット通信料に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成18年12月31日までの間、マルチキャスト情報受信機能(タイプIに限ります。)に係るパケット通信については、この改正規定にかかわらず、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(1)に規定するパケット通信料の支払いを要しません。

附則(平成18年9月28日OCT営発第061001号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 OCT 営発第1926号(平成18年2月28日)の附則第2項については、「削除」に改めます。

附則(平成18年10月17日OCT 営発第061024号)
この改正規定は、平成18年10月24日から実施します。

附則(平成18年10月30日OCT 営発第061101号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則(平成18年10月30日OCT 営発第061101号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 OCT 営発第2415号(平成16年4月1日)の附則第5項のA中「料金(KDDI 株式会社)が提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。」を「料金(KDDI 株式会社)が提供するローミングに係る料金を含み、(24)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。」に改めます。

附則(平成18年10月30日OCT 営発第061101号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成18年11月10日OCT 営発第061113号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成18年11月13日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(平成18年11月27日OCT 営発第061128号)
この改正規定は、平成18年11月28日から実施します。ただし、料金安心サービスに関する改正規定については、平成18年12月1日から実施します。

附則(平成18年12月21日OCT 営発第070101号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年1月1日から実施します。
(マルチキャスト情報受信機能に係るパケット通信料に関する経過措置)

- 2 平成18年12月1日から平成19年9月30日までの間に、マルチキャスト情報受信機能（タイプ1に限ります。）の利用に係る請求を行ったau契約者は、その請求がこの機能を廃止した後に再び利用するためのものでない限り、料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）（1）の規定によるほか、その請求を行った日を含む料金月の翌料金月についても、この機能に係るパケット通信に関する料金の支払いを要しません。

附則（平成19年1月30日OCT営発第070201号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年2月1日から実施します。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（包括回線グループに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に定める包括回線グループに所属していた契約者回線は、改正後の別記36に定める包括的管理の取扱いの適用を受けるものとします。

附則（平成19年2月9日OCT営発第070213号）

この改正規定は、平成19年2月13日から実施します。

附則（平成19年2月28日OCT営発第070301号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年3月1日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 平成19年3月1日から平成19年4月30日までの間にau契約（契約変更により締結されるものを除きます。）を締結し当社がauサービスの提供を開始した場合であって、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の末日までに、当社が別表1（オプション機能）に規定する呼出音設定機能の提供を開始したときは、契約者は、第70条第1項の規定にかかわらず、当社がそのオプション機能の提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月について、そのオプション機能使用料の支払いを要しません。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年3月14日OCT営発第070319号）

この改正規定は、平成19年3月19日から実施します。

附則（平成19年3月28日OCT営発第070401号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年4月1日から実施します。
ただし、位置情報検索サービス及び端末設備ロックサービスに関する改正規定は、平成19年4月5日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（位置情報検索機能手数料の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施の日から平成19年7月31日までに、au契約者は、別記3（14）に定める位置情報検索サービスにより、移動無線装置の位置情報を検索し、その結果の通知を受け取った場合であって、その料金月における結果の通知の回数が10回目までのときは、別記3（14）の規定にかかわらず、位置情報検索手数料の支払いを要しません。

附則（平成19年5月8日OCT営発第070514号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成19年5月14日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年5月11日OCT営発第070522号）

この改正規定は、平成19年5月22日から実施します。

附則（平成19年6月19日OCT営発第070620号）

この改正規定は、平成19年6月20日から実施します。

附則（平成19年6月20日OCT営発第070621号）

この改正規定は、平成19年6月21日から実施します。

ただし、ビジネスメッセンジャー機能に関する改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附則（平成19年6月28日OCT営発第070701号）

この改正規定は、平成19年7月1日から実施します。

附則（平成19年7月10日OCT営発第070711号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年7月11日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年7月13日OCT営発第070717号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年7月17日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年7月19日OCT営発第070720号）

この改正規定は、平成19年7月20日から実施します。

附則（平成19年7月20日OCT営発第070731号）

この改正規定は、平成19年7月31日から実施します。

附則（平成19年7月31日OCT営発第070801号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年8月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年8月31日OCT営発企第070901号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成19年9月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年9月27日OCT第071001号）
この改正規定は、平成19年10月1日から実施します。

附則（平成19年9月27日OCT第071009号）
この改正規定は、平成19年10月9日から実施します。

附則（平成19年9月27日OCT第071016号）
この改正規定は、平成19年10月16日から実施します。

附則（平成19年10月31日OCT第071101号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年11月1日から実施します。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年11月9日OCT第071112号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成19年11月12日から実施します。
（基本使用料の料金種別に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の適用を受けているものとみなします。

コミコミデイトタイムWIN	デイトタイムL
デイトタイムプランWIN	デイトタイムS

- 3 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別	標準プラン、ちょっとコール、コミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS、デイトタイムプランKO、コミコミOneビジネス、コミコミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、デイトタイムプランEN、コミコミデイトタイム
------------	---

（シンプルプランに関する経過措置）

- 4 料金表第1表（au通信サービスに関する料金）第1（基本使用料等）1（適用）（3）のエに規定する特定端末設備の購入は、平成19年11月12日以降に当社が別に定めるサービス取扱所において行われたものに限ります。
（契約解除料に関する経過措置）
- 5 料金表第1表第4（契約解除料）1（適用）（2）の規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備を購入するに際し、購入サポートの適用を受けない契約者回線についても、この改正規定実施の日から平成20年11月30日までの間、契約解除料の支払いを要しません。
- 6 削除
（auサービスの継続的利用に対する補助金の支給に関する取扱いに関する経過措置）
- 7 別記37の（4）の規定によるほか、この改正規定実施の際現にauサービスを利用しているau契約者は、その契約者回線に関して当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備を購入した日を含む料金月から起算し、6料金月（一時休止日を含む料金月の翌料金月から

再利用開始日を含む料金月までの月数を除いた月数とします。)を経過していない場合、その契約者回線について購入サポートの適用を受けることはできません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年11月28日OCT営発第071130号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年11月30日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成19年11月30日OCT営発第071203号）

この改正規定は、平成19年12月3日から実施します。

附則（平成19年12月18日OCT営発第071222号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成19年12月22日から実施します。

(WINシングル定額に関する経過措置)

- 2 料金表第1表（au通信サービスに関する料金）第1（基本使用料等）1（適用）（2）のキに規定する特定端末設備の購入は、平成19年11月12日以降に当社が別に定めるサービス取扱所において行われたものに限ります。

- 3 この改正規定実施の日から平成21年1月末日までの間に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（2）の規定に基づき、WINシングル定額フルサポートを選択することとなる契約者回線に係る基本使用料の料金種別については、その規定によらず、次のとおり取り扱います。

(1) その契約者回線が、購入サポートの適用を受けたものである場合、その購入サポートに係るフルサポート最小期間内であっても、WINシングル定額シンプルを適用するものとします。

(2) (1)以外の場合は、この改正規定実施の日から平成21年1月末日までの間、WINシングル定額シンプルを適用するものとします。

附則（平成19年12月28日OCT営発第080101号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年1月1日から実施します。

ただし、プリペイド電話に関するユニバーサルサービス料に関する改正規定は、平成20年1月16日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成20年1月23日OCT営発第080129号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年1月29日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成20年1月28日OCT営発第080201号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年2月1日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

2 平成20年2月1日から平成20年3月31日までの間に、当社がa uサービスの提供を開始した場合(そのa u契約が契約変更により締結される場合及びそのa uサービスの提供を開始した日(以下、この附則において「a uサービス開始日」といいます。))を含む料金月において、a u契約の解除又はa uサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。)であって、a uサービス開始日を含む料金月の末日までに料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)に規定する割引の適用の申出があったときは、当社は、a uサービス開始日を含む料金月以降において、そのa uサービスの契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払を要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除き、料金表第1表第1(基本使用料等)第1(適用)(9)の5の適用を受けている契約者回線については、その適用を受ける前の額とします。)のうち、税抜額3,000円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。

ただし、a uサービス開始日を含む料金月の末日において、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)の規定によりその契約者回線が属する割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2未満である場合は、この限りではありません。

3 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額(以下、この附則において「翌月控除額」といいます。)が生じる場合であっても、その料金月においてa u契約の解除又はa uサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

4 平成20年1月1日から平成20年3月31日までの間に、当社がa uサービス(第3種a uパッケージであって、その基本使用料の料金種別がW I Nシングル定額のものに限ります。)の提供を開始した場合(そのa u契約が契約変更により締結される場合及びそのa uサービスの提供を開始した日(以下、この附則において「a uサービス開始日」といいます。))を含む料金月において、a u契約の解除又はa uサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。)であって、a uサービス開始日を含む料金月の末日までに、料金表第1表第1(基本使用料等)第1(適用)(9)の2に規定する取扱いの申込みがあったときは、当社は、a uサービス開始日を含む料金月の翌料金月から起算し、3料金月の間(以下、この附則において「控除対象期間」といいます。)、そのa uサービスの契約者回線(料金表第1表第1(基本使用料等)第1(適用)(9)の5の適用を受けているものを除きます。)について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払を要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。)のうち、1の料金月ごとに税抜額1,800円を控除する取扱いを行います。

5 前項の規定にかかわらず、控除対象期間内に、a u契約の解除、a uサービスの利用の一時休止又は料金表第1表第1(基本使用料等)第1(適用)(9)の2に規定する取扱いを廃止することとなる申出があったときは、その申出があった日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。

附則(平成20年2月12日O C T 営発第080219号)

この改正規定は、平成10年2月19日から実施します。

附則(平成20年2月27日O C T 営発第080301号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1を含みます。)は、平成20年3月1日から実施します。

(海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成20年3月14日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する海外ローミング機能(タイプIに限ります。)に係るオプション機能使用料(パッケージ通信に係るものに限ります。)について、料金表第1表第1(基本使用料等)2(料金額)の規定に代え、1課金対象パッケージごとに0.35円を適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成20年3月5日OCT営発第080306号）
この改正規定は、平成10年3月6日から実施します。

附則（平成20年3月14日OCT営発第080315号）
（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1を含みます。）は、平成20年3月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（平成20年3月18日OCT営発第080320号）
この改正規定は、平成20年3月20日から実施します。

附則（平成20年3月18日OCT営発第080325号）
この改正規定は、平成20年3月25日の午前10時から実施します。

附則（平成20年3月27日OCT営発第080401号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
（基本使用料等の支払いに関する経過措置）
- 2 平成20年4月1日から平成20年5月11日までの間に、当社がauサービスの提供を開始した場合（そのau契約が契約変更により締結される場合及びそのauサービスの提供を開始した日（以下、この附則において「auサービス開始日」といいます。）を含む料金月において、au契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があった場合を除きます。）であって、auサービス開始日を含む料金月の末日までに料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）に規定する割引の適用の申出があったときは、当社は、auサービス開始日を含む料金月以降において、そのauサービスの契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払を要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、料金表第1表第1（基本使用料等）第1（適用）（9）の5の適用を受けている契約者回線については、その適用を受ける前の額とします。）のうち、税抜額3,000円を、当社が別に定める方法により一括又は分割で控除する取扱いを行います。
ただし、auサービス開始日を含む料金月の末日において、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（5）の規定によりその契約者回線が属する割引選択回線群を構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が2未満である場合は、この限りではありません。
- 3 前項の取扱いにおいて、分割で控除することにより、翌料金月において控除されることとなる額（以下、この附則において「翌月控除額」といいます。）が生じる場合であっても、その料金月においてau契約の解除又はauサービスの利用の一時休止があったときは、翌月控除額は0円とします。

附則（OCT営発第080501号）
（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年5月1日から実施します。
ただし、契約解除料の支払義務の免除に関する改正規定は、平成20年5月12日から実施します。
（繰越控除可能額に係る通話料の減額適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日を含む料金月においては、その料金月の前料金月の末日において障害者用の基本使用料の適用を受ける契約者回線に係る前料金月からの繰越控除可能額を0円とします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第080515号）

この改正規定は、平成20年 5 月15日から実施します。

附則（OCT 管発第080601号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年 6 月 1 日から実施します。
（E Z w e b機能の一部廃止及び同機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供していたE Z w e b機能（タイプⅠに係るものに限ります。）は、この改正規定の実施をもって廃止します。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

改正前の規定におけるオプション機能	この改正規定におけるオプション機能
E Z w e b機能（タイプⅡに係るもの）	E Z w e b機能（タイプⅠに係るもの）
E Z w e b機能（タイプⅢに係るもの）	E Z w e b機能（タイプⅡに係るもの）

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第080610号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成20年 6 月10日から実施します。
（基本使用料等、通話料又はパケット通信料の適用に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の規定の適用を受けている契約者回線（この改正規定実施の際現に、改正前の規定により同規定の適用を受けている契約者回線が属する割引選択回線群を指定して同規定の適用を受けようとする契約者回線を含みます。）については、それぞれ改正後の同規定のA中同表の中央欄の語句を同表の右欄の語句のとおり読み替えるものとします。
ただし、その契約者回線について読み替え前の同規定を適用することを当社が承諾した場合は、この限りではありません。

規定	読み替え前	読み替え後
料金表第1表第1（基本料使用料等）1（適用）（6）	シンプルプランL若しくはシンプルプランSのもの	シンプルプランのもの
料金表第1表第1（基本料使用料等）1（適用）（9）の5	シンプルプランL、シンプルプランS又はWINシングル定額のもの	シンプルプラン又はWINシングル定額のもの
料金表第1表第2（通話料）1（適用）（15）に規定する割引	シンプルプランL若しくはシンプルプランSのもの	シンプルプランのもの
料金表第1表第2（通話料）1（適用）（23）	シンプルプランL又はシンプルプランSのもの	シンプルプランのもの
料金表第1表第3（パケッ	シンプルプランL、シンプル	シンプルプラン又はWINシ

ト通信料) 1 (適用) (10)	プランS又はWINシングル 定額のもの	シングル定額のもの
-------------------	------------------------	-----------

(契約解除料に関する経過措置)

- 3 料金表第1表第4(契約解除料)1(適用)(2)の規定によるほか、当社が別に定めるサービス取扱所において特定端末設備を購入するに際し、購入サポートの適用を受けた契約者回線であって、その基本使用料の料金種別がシンプルプラン(プランLLシンプル、プランLシンプル、プランMシンプル、プランSシンプル、プランSSシンプル、デイトタイムLシンプル又はデイトタイムSシンプルに限ります。)のものについては、この改正規定実施の日から平成20年11月30日までの間、契約解除料の支払いを要しません。

(料金その他の債務の書面による請求に関する取扱いに関する経過措置)

- 4 OCT 営発第071112号(平成19年11月9日)の附則第6項については、「削除」に改めます。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 営発第080625号)

この改正規定は、平成20年6月25日から実施します。

附則(OCT 営発第080701号)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附則(OCT 営発第080704号)

この改正規定は、平成20年7月4日から実施します。

附則(OCT 営発第080708号)

この改正規定は、平成20年7月8日から実施します。

附則(OCT 営発第080716号)

この改正規定は、平成20年7月16日から実施します。

附則(OCT 営発第080723号)

この改正規定は、平成20年7月23日から実施します。

附則(OCT 営発第080801号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

- 3 削除

附則(OCT 営発第080901号)

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附則(OCT 営発第080916号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は平成20年9月16日から実施します。

ただし、別表1(オプション機能)12欄に関する改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第081001号）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附則（OCT 営発第081010号）

この改正規定は、平成20年10月10日から実施します。

附則（OCT 営発第081101号）

（実施時期）

1 この改正規定は平成20年11月1日から実施します。

（附則別紙に関する経過措置）

2 OCT 営発第2415号（平成16年4月1日）の附則第5項表中、OCT 営発第071112号（平成19年11月12日）の附則第3項中、OCT 営発第080301号（平成20年2月27日）の附則第1項中、OCT 営発第080315号（平成20年3月14日）の附則第1項中、OCT 営発第080801号の附則第3項中「附則別紙」とあるのをそれぞれ「附則別紙1」に改めます。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

3 この改正規定実施の際限に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙2のとおりとします。

基本使用料の料金種別	シンプルプランL、シンプルプランS
------------	-------------------

（満18歳に満たない契約者のE Z w e b機能の利用に係る経過措置）

4 a uサービスの契約者回線（平成20年1月31日終了時において、別表1（オプション機能）5欄（E Z w e b機能）に定めるE Z w e b機能の提供を受けているものであって、同欄の備考(11)に定める取扱い（以下この欄において「本取扱い」といいます。）の適用を受けていないものに限り）について、その契約者（平成21年2月28日において満18歳に満たないものに限り）は、平成21年1月31日までに、当社に対し、本取扱いの適用の要否についての意思表示を行っていただきます。

ただし、平成20年2月1日以降、その契約者が親権者又は後見人の同意を得て本取扱いを適用しない旨の意思表示を行った場合は、この限りではありません。

5 契約者が、前項に定める本取扱いの適用の要否についての意思表示を行うにあたり、本取扱いを適用しない旨の意思表示を行う場合は、その親権者又は後見人の同意を得ていただきます。

6 契約者が第4項に定める本取扱いの適用の要否についての意思表示を行わない場合、当社は、その契約者が、本取扱い（その契約者の年齢に応じ、当社が別に定める種類のものとします。）を適用する旨の請求があったものとみなして取り扱うこととし、平成21年2月1日から平成21年2月28日までの間で当社が別に定める日から、その適用を開始します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第081201号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成20年12月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第090201号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙を含みます。）は、平成21年2月1日から実施します。

ただし、番号変換機能に関する改正規定は、平成21年4月15日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則（OCT 管発第090209号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年2月9日から実施します。

ただし、別記3(6)に関する改正規定は、平成21年2月17日から実施します。

(ワイドサポートの対象者に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(9)の4に規定する対象者である者は、この改正規定実施の日以降、登録利用者として取り扱います。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第090301号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 平成21年3月1日から平成21年9月30日までの間に、当社が別表1(オプション機能)に規定する呼出音設定機能の提供を開始したときは、契約者は、第70条第1項の規定にかかわらず、当社がそのオプション機能の提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月について、そのオプション機能使用料の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線について呼出音設定機能の提供を受けたことがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第090315号）

この改正規定は、平成21年3月15日から実施します。

附則（OCT 管発第090401号）

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附則（OCT 管発第090501号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成21年5月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第090511号）

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1を含みます。)は、平成21年5月11日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第090601号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 管発第090610号)

この改正規定は、平成21年6月10日から実施します。

附則(OC T 管発第090616号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙2を含みます。)は、平成21年6月16日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年6月30日までの間、第70条第1項の規定にかかわらず、別表1(オプション機能)に規定するWi-Fi W I N機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施の日から平成22年5月31日までの間、料金表第1(基本使用料等)2(料金額)の規定にかかわらず、webフィルタリング・カスタマイズ機能の利用に係る加算額の支払いを要しません。

附則(OC T 管発第090701号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年7月1日から実施します。

ただし、第3(パケット通信料)1(適用)(8)に規定する特定のパケット通信への2段階定額制の適用に関する改正規定に関する改正規定及び第2(通話料)1(適用)(25)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引IIの適用に関する改正規定(附則別紙1、附則別紙2を含みます。)は、平成21年8月1日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 削除

附則(OC T 管発第090715号)

この改正規定は、平成21年7月15日から実施します。

附則(OC T 管発第090801号)

この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

附則(OC T 管発第090803号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成21年8月3日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 管発第090810号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1、附則別紙2を含みます。)は、平成21年8月10日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際限に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別	サポートプラン
------------	---------

3 削除

附則（OCT 営発第090901号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1、附則別紙2を含みます。）は、平成21年9月1日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第090915号）

この改正規定は、平成21年9月15日から実施します。

ただし、この改正規定中、保留転送機能に関する改正規定については、平成21年10月1日から実施します。

附則（OCT 営発第090928号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第091001号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成21年10月1日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

2 平成21年10月1日から平成21年12月31日までの間に、当社が別表1（オプション機能）に規定する呼出音設定機能の提供を開始したときは、契約者は、第70条第1項の規定にかかわらず、当社がそのオプション機能の提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月について、そのオプション機能使用料の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線について呼出音設定機能の提供を受けたことがある場合は、この限りではありません。

（料金等の支払に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第091031号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1、附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成21年10月31日から実施します。

（ビジネスメッセージ機能に関する経過措置）

2 削除

3 削除

4 削除

5 削除

（料金等の支払に関する経過措置）

6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第091101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年11月1日から実施します。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第091109号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から実施します。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第091201号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1に係るものを含みます。）は、平成21年12月1日から実施します。
（料金等の支払に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第100101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。
（基本使用料等の支払いに関する経過措置）
- 2 平成22年1月1日から平成22年5月9日までの間に、当社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約若しくはインターネット契約又はK D D I株式会社のF T T Hサービス契約約款に定めるF T T H電話契約若しくはインターネット契約（タイプⅠ（カテゴリーⅢのものに限ります。）のものを除きます。）の申込み（下表に定めるものを除きます。）があり、当社又はK D D I株式会社が承諾した場合、K D D I株式会社の「K D D Iまとめて請求」に係る取扱い規約により、その料金その他債務がそのF T T H接続回線に係るF T T Hサービスの料金その他債務と合わせてK D D Iまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるa uサービス（第4種a uパケットを除きます。）の契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限ります。）について、下表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、税抜額 372円（控除対象額が税抜額 372円に満たない場合は、控除対、象額とします。）を控除する取扱いを行います。
ただし、OCT 管発第100209号の附則第2項又はOCT 管発第110128号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。

申込み	ア その申込みにより新たにF T T H接続回線を設置することとならないもの。 イ K D D I株式会社のF T T Hサービス契約約款料金表第4（手続きに関する料金及び工事費）1（適用）の1)欄のウ又は4)欄のイの適用を受けることとなる申込み。 ウ K D D I株式会社のF T T Hサービス契約約款の附則（平成21年12月9日）第2項又は第3項の適用を受けることとなる申込み。
料金月	そのF T T H接続回線に係るF T T Hサービスの提供が開始された日を含む料金月の翌料金月（その月が平成22年6月以前の場合は、平成22年7月とします。）から平成23年6月までの各料金月であって、そのa uサービスの契約

者回線及びそのFTTH接続回線について、KDDIまとめて請求の取扱いによる請求が行われることとなる料金その他債務が生じた月。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第100116号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年1月16日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 OC T 営発第100101号の附則第2項中「KDDI株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約又はインターネット契約(タイプI(カテゴリーIIIのものに限ります。))のものを除きます。」の申込み(下表に定めるものを除きます。)があり、KDDI株式会社が承諾した場合、」を「当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約若しくはインターネット契約又はKDDI株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約若しくはインターネット契約(タイプI(カテゴリーIIIのものに限ります。))のものを除きます。」の申込み(下表に定めるものを除きます。)があり、当社又はKDDI株式会社が承諾した場合、」に改めます。

附則(OC T 営発第100201号)

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附則(OC T 営発第100209号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年2月9日から実施します。

(基本使用料等の支払に関する経過措置)

- 2 当社は、au契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用(以下この附則において「本減額適用I」といいます。)とは、平成22年2月9日から平成22年5月9日までの間(以下この附則において「申出対象期間」といいます。)に、au契約者からの申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額(控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。)を控除する取扱いを行うことをいいます。	
	料金月	本減額適用Iの申出を当社が承諾した日を含む料金月(以下この欄において「適用承諾月」といいます。)の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
適用条件	(ア) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(3)に規定する障害者用の基本使用料の適用	

	又は(3)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF(1S)、プランEシンプル、プランF(1S)シンプル又はプランZシンプルを選択していること。	
控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF(1S)又はプランF(1S)シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円
	(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択しているとき。	税抜額 467円

イ 本減額適用Iは、auサービス(第3種auデュアル又はUIMサービスに限ります。)の契約者回線であって、その契約者(そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者となります。)が学生であるものに限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があった契約者回線に係る対象名義(契約者名義(利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。))とします。以下この附則において同じとします。)が、当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約(その契約者回線について、本減額適用Iの申出又は(2)に定める本減額適用IIの申出を当社が承諾したものに限り、)の対象名義又はKDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約(その他網契約者回線について、KDDI株式会社のWIN約款附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出をKDDI株式会社が承諾したものに限り、)の対象名義と同一であるときは、その申出を承諾しません。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Iを廃止します。

- (ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) au契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Iを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Iの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。

2 定期 a u 契約の更新日を含む料金月に a u 契約の解除（LTE 契約（当社の LTE 約款に定める定期 LTE 契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又は a u サービスの利用の一時休止があったとき。

a u 契約の解除があった日又は a u サービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅰの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が KDDI 株式会社に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けた a u 契約の解除（LTE 契約（当社の LTE 約款に定める LTE デュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、その LTE 契約に係る a u（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: fit-content;">適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</div>
適用条件	(ア) その LTE 契約が、当社の LTE 約款に定める定期 LTE 契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社の LTE 約款に定める LTE プランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている LTE 契約者回線について、LTE 約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている LTE 契約者回線について a u 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のその a u 契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

(2) 学生の家族であることを条件とする基

ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、a u 契約の申込み（他の a u 契約を解除すると同時に行われ

本使用料の減額適用

たものを除きます。)と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのa uサービスの契約者回線について、(1)のアの表に定める料金月において、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。)のうち、(1)のアの表に定める控除額(控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。)を控除する取扱いを行うことをいいます。

イ 本減額適用IIは、a uサービス(第3種a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。)の契約者回線であって、アに定めるa u契約の申込と同時に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)に規定する割引の適用の申出(その契約者が指定する割引選択回線群に、(1)に定める本減額適用Iの申出を当社が承諾した契約者回線又はK D D I株式会社のW I N約款附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出をK D D I株式会社が承諾した他網契約者回線が含まれるものに限ります。)があったものに限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があった契約者回線に係る対象名義が、当社との間で締結している若しくは締結していた他のa u契約(その契約者回線について、本減額適用Iの申出又は(2)に定める本減額適用IIの申出を当社が承諾したものに限り、)の対象名義又はK D D I株式会社との間で締結している若しくは締結していたa u契約(その他網契約者回線について、K D D I株式会社のW I N約款附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出をK D D I株式会社が承諾したものに限り、)の対象名義と同一であるときは、その申出を承諾しません。

エ 当社は、次に該当する場合には、(1)のアの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用IIを廃止します。

- (ア) a uサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) そのa u契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用IIを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Iの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。
2 定期a u契約の更新日を含む料金月にa u契約の解除(L T E契約(当社のL T E約款に定める定期L T E契約に限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又はa u	a u契約の解除があった日又はa uサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用IIの対象とします。

サービスの利用の一時休止があったとき。

カ 当社は、アに規定する控除額について、その料金月において(1)欄のアの表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅱの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けたau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau(LTE)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額(その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月((1)欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。)の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

(料金等の支払に関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 OCT営発第100101号の附則第2項の後に次のように加えます。

ただし、OCT営発第100209号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。

附則（OCT 管発第100218号）

この改正規定は、平成22年2月18日から実施します。

附則（OCT 管発第100301号）

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附則（OCT 管発第100314号）

この改正規定は、平成22年3月14日から実施します。

附則（OCT 管発第100326号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年3月26日から実施します。

（その他）

2 OCT 管発第091031号の附則第2項から第5項については、「削除」に改めます。

（料金等の支払に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第100415号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年4月15日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第100422号）

この改正規定は、平成22年4月22日から実施します。

附則（OCT 管発第100423号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙2を含みます。）は、平成22年4月23日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第20100501号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第100510号）

この改正規定は、平成22年5月10日から実施します。

附則（OCT 管発第100525号）

この改正規定は、平成22年5月25日から実施します。

附則（OCT 管発第100601号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1を含みます。）は、平成22年6月1日から実施します。

（IS NET機能に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、E Z w e b機能（タイプIIに限ります。）の提供を受けている

契約者回線について、この改正規定の実施の日において、I S N E T機能の請求があったものとみなして取り扱います。

(パケット通信料に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から平成22年11月30日までの間、料金表第3(パケット通信料)1(適用)(3)の6、(3)の11、(8)又は(8)の2の適用を受けている契約者回線から行ったパケット通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。)であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに係る料金について、同(3)の6、(3)の11、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず、同欄のE Z w e b機能に係るパケット通信に係る料金と同様に取り扱い

(料金等の支払に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第100624号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙2を含みます。)は、平成22年6月24日から実施します。

(パケット通信料に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間、第4種a uパケットの契約者回線(基本使用料の料金種別がP H O T O - Uプランのものに限ります。)の契約者は、第79条第2項の規定にかかわらず、その契約者回線からのパケット通信(当社が別に定める接続先との間のものに限ります。)に関する料金(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含みます。)の支払いを要しません。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 OC T 営発第100101号の附則第2項中「KDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるa uサービスの契約者回線」を「KDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるa uサービス(第4種a uパケットを除きます。)の契約者回線」に改めます。

附則(OC T 営発第100629号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年6月29日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第100701号)

この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

附則(OC T 営企発第100712号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成22年7月12日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第100713号)

この改正規定は、平成22年7月13日から実施します。

附則(OC T 営発第100801号)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則（OCT 管発第100809号）

この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

附則（OCT 管発第100901号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年9月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第100930号）

この改正規定は、平成22年9月30日から実施します。

附則（OCT 管発第101001号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

（支払証明書等の発行手数料の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書等の発行の請求をしその承諾を受けたときは、au契約者は、別記3（1）のイの規定にかかわらず、その請求に係る料金表第4表（付随サービスに関する料金等）に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第101102号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成22年11月2日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発101126号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成22年11月26日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から平成23年11月30日までの間、この約款の規定にかかわらず、Skype-GW機能に係るオプション機能使用料及びSkype通話に係る料金の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 OCT 管発第100601号の附則第3項中「（3）の6又は（8）の適用を受けている」を「（3）の6、（3）の11、（8）又は（8）の2の適用を受けている」に、「同（3）の6又は（8）の規定にかかわらず」を「同（3）の6、（3）の11、（8）又は（8）の2の規定にかかわらず」に改めます。

附則（OCT 管発第101201号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成22年12月1日から実施します。
(パケット通信料に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間、料金表第3(パケット通信料)1(適用)(3)の6、(3)の12、(8)又は(8)の2の適用を受けている契約者回線から行ったパケット通信(KDDI株式会社が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。)であって、当社が別に定める接続先との間で行ったものに係る料金について、同(3)の6、(3)の12、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず、同欄のE Z w e b機能に係るパケット通信に係る料金と同様に取り扱います。
- 3 この改正規定実施の日から平成23年2月28日までの間に、マルチキャスト情報受信機能(タイプIIに限ります。)の利用に係る請求を行ったa u契約者は、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(1)の規定によるほか、その請求を行った日を含む料金月の翌料金月についても、この機能に係るパケット通信に関する料金の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第101201号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年12月25日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 OC T 営発第101201の附則第2項中「(3)の6、(3)の11、(8)又は(8)の2の適用を受けている」を「(3)の6、(3)の12、(8)又は(8)の2の適用を受けている」に「同(3)の6、(3)の11、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず」を「同(3)の6、(3)の12、(8)又は(8)の2の規定にかかわらず」に改めます。

附則(OC T 営発第110103号)

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年1月3日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第110128号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年1月28日から実施します。
(基本使用料等の支払に関する経過措置)
- 2 当社は、a u 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用(以下この附則において「本減額適用I」といいます。)とは、平成23年1月28日から平成23年5月31日までの間(以下この附則において「申出対象期間」といいます。)に、a u 契約者からの申出があり、当社が承諾した場合、そのa u サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額(控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。)を控除する取扱いを行うことをいいます
-----------------------------	--

料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。	
適用条件	(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用又は(3)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF(1S)、プランEシンプル、プランF(1S)シンプル又はプランZシンプルを選択していること。	
控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF(1S)又はプランF(1S)シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円
	(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択しているとき。	税抜額 467円

イ 本減額適用Ⅰは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線であって、その契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とし、）が学生であるものに限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とし、）以下この附則第2項において同じとし、）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

区 分	申 出
	本減額適用Ⅰの申出、(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出又はOCT営発第100209号の附則第2項に定

1	める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出若しくは学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
2	KDDI株式会社のau通信サービス契約約款のKDDI C営企第 245号、第 246号の附則第 2 項又はKDDI C営企第 109号の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) au契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期au契約の更新日を含む料金月にau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定める定期LTE契約に限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又はauサービスの利用の一時休止があったとき。	au契約の解除があった日又はauサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅰの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けたau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau(LTE)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額(その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。</p>
控除額	税抜額 467円

- ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。
- コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用

- ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、(1)欄のアの表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、(1)欄のアの表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。
- イ 本減額適用Ⅱは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込と同時に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(5)に規定する割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1に定める申出を当社が承諾した契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分2に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限りに、申し出ることができます。。

区 分	申 出
1	本減額適用Ⅰの申出又はOCT宮発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

2	KDDI株式会社のWIN約款のKDDIC営企第245号、第246号の附則第2項又はKDDIC営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
---	--

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ 当社は、次に該当する場合には、(1)欄のアの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) 削除

(カ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期au契約の更新日を含む料金月にau契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はauサービスの利用の一時休止があったとき。	au契約の解除があった日又はauサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アに規定する控除額について、その料金月において(1)欄のアの表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅱの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、

当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。
 ク 当社は、本減額適用IIに係る申出の承諾を受けたau契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 適用承諾月（(1)欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。）の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間 </div>
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。
 コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

3 この改正規定実施の日から平成23年5月31日までの間に、当社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約若しくはインターネット契約又はKDDI株式会社のFTTHサービス契約約款に定めるFTTH電話契約若しくはインターネット契約の申込み（次表に定めるものを除きます。）があり、当社又はKDDI株式会社が承諾した場合、KDDI株式会社の「KDDIまとめて請求」に係る取扱い規約により、その料金その他債務がそのFTTH接続回線に係るFTTHサービスの料金その他債務と合わせてKDDIまとめて請求の取扱いにより請求されることとなるauサービス（第4種auパケットを除きます。）の契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限ります。）について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、税抜額 372円（控除対象額が税抜額 372円に満たない場合は控除対象額とします。）を控除する取扱いを行います。

ただし、OCT営発第100209号の附則第2項、この附則第2項又はOCT営発第120118号の附則第3項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。

申込み	その申込みにより新たにFTTH接続回線を設置することとならないもの。
-----	------------------------------------

料金月	そのF T T H接続回線に係るF T T Hサービスの提供が開始された日を含む料金月の翌料金月（その月が平成23年6月以前の場合は、平成23年7月とします。）から平成24年6月までの各料金月であって、そのa uサービスの契約者回線及びそのF T T H接続回線について、K D D Iまとめて請求の取扱いによる請求が行われることとなる料金その他債務が生じた月。
-----	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

5 O C T 管発第100101号の附則第2項中「ただし、O C T 管発第100209号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」を「ただし、O C T 管発第100209号の附則第2項又はO C T 管発第110128号の附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」に改めます。

附則（O C T 管発第110201号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 管発第20110209号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1、2を含みます。）は、平成23年2月9日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 削除

6 削除

附則（O C T 管発第110222号）

この改正規定は、平成23年2月22日から実施します。

附則（O C T 管発第110301号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙1、2を含みます。）、平成23年3月1日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 O C T 管企第100209号の附則第2項(1)欄のAの表中、適用条件の欄の(イ)について、次のように改めます。

(イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF（I S）、プランEシンプル又はプランF（I S）シンプルを選択していること。

4 O C T 管企第100209号の附則第2項(1)欄のAの表中及びO C T 管企第110128号の附則第2項(1)欄のAの表中、控除額の欄について、それぞれ次のように改めます。

控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF（I	税抜額 872円

	S) 又はプラン F (I S) シンプルを選択しているとき。	
--	-----------------------------------	--

- 5 O C T 営企第100209号の附則第 2 項(1)欄中及びO C T 営企第110128号の附則第 2 項(1)欄中、それぞれ「カ」を「キ」とし、「オ」の次に次のように加えます。
カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。
- 6 O C T 営企第100209号の附則第 2 項(2)欄中及びO C T 営企第110128号の附則第 2 項(2)欄中、それぞれ「カ」を「キ」とし、「オ」の次に次のように加えます。
カ 当社は、アに規定する控除額について、その料金月において(1)欄のアの表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。
- 7 削除

附則 (O C T 営発第110331号)
この改正規定は、平成23年 3 月31日から実施します。

附則 (O C T 営発第110401号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成23年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (O C T 営発第110404号)
この改正規定は、平成23年 4 月 4 日から実施します。

附則 (O C T 営発第110408号)
(実施時期)
1 この改正規定は、平成23年 4 月 8 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (O C T 営発第110415号)
(実施時期)
1 この改正規定 (附則別紙 1 及び附則別紙 2 を含みます。) は、平成23年 4 月15日から実施します。
(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)
2 この改正規定実施の日から平成23年 8 月31日までの間、第 4 種 a u デュアルの契約者回線の契約者は、この約款の規定にかかわらず、W i M A X 利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
(パケット通信利用の制限に関する経過措置)
3 この改正規定実施の日から平成24年 9 月30日までの間、料金表第 1 表第 3 (パケット通信料) 1 (適用) (13)の規定にかかわらず、その制限を行いません。
(a u サービスの種類に関する経過措置)
4 この改正規定実施の際現に、次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の適用を受けているものとみなします。

第 3 種 a u パケット (W i M A X 通信対応端末設備を利用するものに限り。)	第 4 種 a u パケット
--	----------------

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 OCT 営発第110128号の附則第2項(1)欄のイ及び(2)欄のイ中「第3種 a u デュアル又は U I M サービスに限ります。」の契約者回線をそれぞれ「第3種 a u デュアル、第4種 a u デュアル又は U I M サービスに限ります。」の契約者回線」に改めます。

7 OCT 営発第110128号の附則第2項(1)欄のエ(オ)及び(2)欄のエ(オ)中「第3種 a u パケット(包括的管理の取扱いを受けるものを除きます。)又は U I M サービス」をそれぞれ「第3種 a u パケット(包括的管理の取扱いを受けるものを除きます。)、第4種 a u パケット又は U I M サービス」に改めます。

附則(OCT 営発第110420号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年4月20日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 営発第110421号)

この改正規定は、平成23年4月21日から実施します。

附則(OCT 営発第110501号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 営発第110525号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年5月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 営発第110601号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間、a u 契約者は、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(14)の規定にかかわらず、同欄に規定する定額料の支払いを要しません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 営発第110630号)

この改正規定は、平成23年6月30日から実施します。

附則(OCT 営発第110701号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年7月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第110711号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年7月11日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第110713号）

この改正規定は、平成23年7月13日から実施します。

附則（OCT 管発第110801号）

- 1 この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、海外ローミング機能に関する改正規定については、平成23年8月1日午後2時00分00秒（本邦の時刻とします。）から実施します。
(パケット通信料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年11月30日までの間、a u 契約者は、別表1（オプション機能）28欄に規定するアプリケーションを利用して行われた第2種BREW・NET機能に係るパケット通信（そのアプリケーションを端末設備に格納するために行われたものを除きます。）について、この約款の規定にかかわらず、パケット通信料の支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第110815号）

この改正規定は、平成23年8月15日から実施します。

附則（OCT 管発第110822号）

この改正規定は、平成23年8月22日から実施します。

附則（OCT 管発第110901号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成23年9月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ペルー共和国における海外ローミング機能（タイプ1に限ります。）に関する改正規定については、平成23年9月1日午後2時00分00秒（本邦の時刻とします。）から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 削除

附則（OCT 管発第110902号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年9月2日から実施します。
(契約事務手数料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年9月30日までの間にa u 契約（基本使用料の料金種別がPHOTO-Uプランのものに限ります。）の申込みがあり、当社がこれを承諾した場合、

その申込みを行った a u 契約者は、料金表第 1 表第 6（手続きに関する料金の支払義務）に定める契約事務手数料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第110916号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年 9 月16日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第110928号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 1 及び附則別紙 2 を含みます。）は、平成23年 9 月28日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 OCT 営発第100209号の附則第 2 項(1)欄のアの表中及びOCT 営発第110128号の附則第 2 項(1)欄のアの表中、適用条件の欄の(イ)について、それぞれ次のように改めます。

(イ) 基本使用料の料金種別としてプランE、プランF（IS）、プランEシンプル、プランF（IS）シンプル又はプランZシンプルを選択していること。

- 4 OCT 営発第100209号の附則第 2 項(1)欄のアの表中及びOCT 営発第110128号の附則第 2 項(1)欄のアの表中、控除額の欄について、それぞれ次のように改めます。

控除額	(ア) 基本使用料の料金種別としてプランE又はプランEシンプルを選択しているとき。	税抜額 372円
	(イ) 基本使用料の料金種別としてプランF（IS）又はプランF（IS）シンプルを選択しているとき。	税抜額 872円
	(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択しているとき。	税抜額 467円

附則（OCT 営発第111001号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年10月 1 日から実施します。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の日から平成24年 1 月31日までの間、a u 契約者は、この約款の規定にかかわらず、W i M A X 利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第111014号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年10月14日から実施します。
 (オプション機能に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

Cメール機能(パケット送信機能があるもの)	Cメール機能(タイプⅠ)
Cメール機能(パケット送信機能がないもの)	Cメール機能(タイプⅢ)

(基本使用料又はパケット通信料の支払いに関する経過措置)

- 3 当社は、a u契約者からの申出により、次表に定める取扱いを行います。

(1) 特定携帯情報端末の購入に伴うプランF(ⅠS)シンプルの選択を条件とする基本使用料の減額適用	ア 当社は、平成23年10月14日から平成24年1月31日までの間(以下この附則において「申出対象期間」といいます。)に、a u契約者(次表に定める適用条件を満たす者に限ります。)からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し、24料金月の間(以下この附則において「控除対象期間Ⅰ」といいます。)、そのa uサービスの契約者回線について、料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。)のうち、税抜額 457円(控除対象額が税抜額 457円に満たない場合は、控除対象額とします。)を控除する取扱い(以下この附則において「本減額適用Ⅰ」といいます。)を行います。				
	<table border="1"> <tr> <td>適用条件</td> <td>申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、基本使用料の料金種別としてプランF(ⅠS)シンプルを選択していること。</td> </tr> <tr> <td>料金月</td> <td>本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月。</td> </tr> </table>	適用条件	申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、基本使用料の料金種別としてプランF(ⅠS)シンプルを選択していること。	料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月。
適用条件	申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、基本使用料の料金種別としてプランF(ⅠS)シンプルを選択していること。				
料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月。				
	イ 当社は、次に該当する場合には、控除対象期間Ⅰ内であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。 (ア) プランF(ⅠS)シンプル以外への料金種別の変更があったとき。 (イ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。 (ウ) a u契約の解除があったとき。 (エ) その契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき。 (オ) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けたとき。				
	ウ イの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>本減額適用Ⅰの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 プランF(ⅠS)シンプル以外への料金種別の変更があった</td> <td>その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	本減額適用Ⅰの適用	1 プランF(ⅠS)シンプル以外への料金種別の変更があった	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
区 分	本減額適用Ⅰの適用				
1 プランF(ⅠS)シンプル以外への料金種別の変更があった	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。				

	<p>とき（イの(エ)の請求又はイの(オ)に係る適用と同時に変更があったときを除きます。）。</p>	
	<p>2 a uサービスの一時休止、a u契約の解除若しくはその契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき又は料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(26)の適用を受けたとき。</p>	<p>一時休止日、契約解除日若しくは新たな端末設備を接続する請求があった日又は料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(27)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</p>

<p>(2) 特定携帯情報端末の購入に伴うISフラットの適用を条件とするパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、申出対象期間内に、a u契約者（次表に定める適用条件のいずれかを満たす者に限ります。）からの申出があり、当社が承諾した場合、次表に定める料金月から起算し、24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間Ⅱ」といいます。）、そのa uサービスの契約者回線について、料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）(8)の2のアをこの(2)欄のイに読み替え、その他については同(8)の2の規定のとおり適用する取扱い（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。</p>					
	<p>適用条件</p>	<p>(ア) 申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すると同時に、特定パケット通信定額制の適用の申込みをすること。 (イ) この改正規定実施の際現に、特定パケット通信定額制の適用を受けていて、申出対象期間内に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める特定携帯情報端末を購入すること。</p>				
	<p>料金月</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="668 1686 987 1832"> <p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p> </td> <td data-bbox="987 1686 1386 1832"> <p>特定パケット通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="668 1832 987 1977"> <p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</p> </td> <td data-bbox="987 1832 1386 1977"> <p>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p> </td> </tr> </table>	<p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p>	<p>特定パケット通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</p>	<p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</p>	<p>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p>
<p>(ア) 適用条件(ア)を満たす場合</p>	<p>特定パケット通信定額制の適用を開始した日を含む料金月</p>					
<p>(イ) 適用条件(イ)を満たす場合</p>	<p>本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月</p>					
	<p>イ 当社は、a u契約者からの申込みにより、次表に規定する定額料を支払った場合に、そのa uサービス（第3種a uデュアル、第4種a uデュアル又はU I Mサービスに限ります。）の契約者回線から</p>					

の packets 通信 (KDDI 株式会社 が提供する ローミング に係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。) について、(ア)、(イ) 及び (ウ) に規定する額を合計した額を適用する取扱い (以下「特定 packets 通信定額制」といいます。) を行います。

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
定額料	税抜額4,743円

(ア) PC サイト閲覧機能に係る packets 通信並びに IS NET 機能に係る packets 通信及び特定携帯情報端末通信 (当社が別に定める特定携帯情報端末を利用して行われたものを除きます。) について 2 (料金額) の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額 (②の表に規定する PC サイト閲覧機能等上限額 (ケの規定により PC サイト閲覧機能等上限額を日割りした場合はその額とします。) 以上となる場合、PC サイト閲覧機能等上限額をその額とします。) に、負荷制御通信について 2 (料金額) の規定に代えて①の表に規定する適用額により算定した額を合算した額 (②の表に規定する PC 等接続通信上限額 (ケの規定により PC 等接続通信上限額を日割りした場合はその額とします。) 以上となる場合、PC 等接続通信上限額をその額とします。)

① 適用額

1 課金対象 packets ごとに

区 分	料 金 額
適用額	税抜額0.025円

② 上限額

1 契約ごとに月額

区 分	料 金 額
	税抜額
PC サイト閲覧機能等上限額	457円
PC 等接続通信上限額	5,157円

(イ) EZweb 機能、第 2 種 BREW. NET 機能、PC サイト閲覧機能、マルチキャスト情報受信機能若しくは IS NET 機能に係る packets 通信、特定携帯情報端末通信又は負荷制御通信以外の packets 通信について、2 (料金額) の規定に代えて、(ア) の②の表に規定する適用額により算定した額

(ウ) マルチキャスト情報受信機能に係る packets 通信について (1) に規定する料金額

ウ 当社は、次に該当する場合には、控除対象期間 II 内であっても、本減額適用 II を廃止します。

(ア) 特定 packets 通信定額制の適用を廃止したとき。

<p>(イ) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けたとき。</p> <p>エ ウの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>	
区 分	本減額適用Ⅱの適用
<p>1 特定パケット通信定額制の廃止があったとき(ウの(イ)の適用と同時に廃止があったときを除きます。)</p>	<p>その廃止日を含む料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</p>
<p>2 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けたとき。</p>	<p>料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。</p>

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 第111017号)

この改正規定は、平成23年10月17日から実施します。

附則(OC T 第111101号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成23年11月1日から実施します。

(EZweb機能に係る取扱いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の取扱いを受けている者は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の取扱いを受けているものとみなします。

EZweb利用制限	web利用制限
-----------	---------

(マルチキャスト情報受信機能に係るパケット通信料に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の日から平成23年12月31日までの間に、マルチキャスト情報受信機能(タイプⅡに限ります。)の利用に係る請求を行った場合、au契約者は、その請求を行った日を含む料金月の翌料金月について、この機能に係るパケット通信に関する料金の支払いを要しません。

ただし、その請求を行った日を含む料金月の前料金月から起算し、前3料金月の間において、マルチキャスト情報受信機能(タイプⅡに限ります。)又は当社のニュースEX利用規約に定めるEZニュースEX若しくはau one ニュースEXの提供を受けている場合は、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 第111109号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1及び附則別紙2を含みます。)は、平成23年11月9日から実施します。

(a uサービスの種類の取扱いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のa uサービスの適用を受けている契約者回線又は同欄のa uサービスに係るa u契約の申込みについて当社から承諾を受けている契約者回線について、平成23年12月1日において、同表の右欄のa uサービスへのa uサービスの種類の変更があったものとみなして取り扱います。

第2種a uデュアル(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)	第5種a uデュアル
第3種a uデュアル(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)	第5種a uデュアル

(基本使用料の料金種別の取扱いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の基本使用料の料金種別を選択している第2種a uデュアル(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)の契約者回線について、平成23年11月30日までの間に、その契約者から次表の料金種別以外への料金種別の変更の請求がないときは、平成23年12月1日において、プランS Sシンプルへの料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。

標準プラン、ちょっとコール、コミコミコールスーパー、コミコミコールジャンボ、コミコミコールL、コミコミコールS、デイトムプランKO、コミコミOneビジネス、コミコミOneスタンダード、コミコミOneエコノミー、コミコミOneライト、コミコミOneオフタイム、デイトムプランEN、コミコミデイトム、サポートプラン

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 削除

附則(OC T 営発第111116号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年11月16日から実施します。

(3LMセキュリティサービス利用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成24年2月29日までの間、a u契約者は、別記3(16)の規定にかかわらず、料金表第4表に規定する3LMセキュリティサービス利用料の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第111121号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成23年11月21日から実施します。

(パケット通信利用の制限に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成24年2月29日までの間、料金表第1表第3(パケット通信料)1(適用)(16)の規定にかかわらず、その制限を行いません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第111124号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成23年11月24日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第111201号）

（実施期日）

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成23年12月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 OCT 管発第110415号の附則第3項中「平成24年1月31日までの間に」を「平成24年9月30日までの間に」に改めます。

附則（OCT 管発第120101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙2を含みます。）は、平成24年1月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管初第120118号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年1月18日から実施します。
（webフィルタリングIIに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、webフィルタリングIの適用を受けている契約者回線について、この改正規定実施の日において、適用を受けているwebフィルタリングIの種類に応じたwebフィルタリングIIの適用に係る請求があったものとみなして取り扱います。
（基本使用料等の支払に関する経過措置）
- 3 当社は、au契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用I」といいます。）とは、平成24年1月18日から平成24年5月31日までの間（以下この附則において「申出対象期間」といいます。）に、au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。	
	<table border="1"><tr><td>料金月</td><td>本減額適用Iの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であ</td></tr></table>	料金月
料金月	本減額適用Iの申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であ	

	って、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
適用条件	(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用又は(3)の2の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)又は電話カケ放題プラン(ケータイ)を選択していること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Iは、auサービス(第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスに限ります。)の契約者回線であって、その契約者(そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者としてします。)が学生であるものに限り、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線(その契約者名義(利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義としてします。以下この附則第2項において同じとしてします。))が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分2に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

区 分	申 出
1	本減額適用Iの申出、(2)欄に定める本減額適用IIの申出、OCT営発第120118号の附則第2項、OCT営発第110128号の附則第2項又はOCT営発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出若しくは学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
2	KDDI株式会社のWIN約款のKDDI次ビジ戦第99号、第101号、第102号、第103号、第104号の附則第2項、KDDI C営企第245号、第246号の附則第2項又はKDDI C営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出若しくは学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Iを廃止します。

- (ア) a uサービスの利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a uサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u契約の解除があったとき。
- (オ) 削除
- (カ) そのa u契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期a u契約の更新日を含む料金月にa u契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はa uサービスの利用の一時休止があったとき。	a u契約の解除があった日又はa uサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅰの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けたa u契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るa u（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約</p>

		款に定めるLTEプランを選択していること。								
	控除額	税抜額 934円								
	<p>ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。</p> <p>コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。</p>									
(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用	<p>ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（他のau契約を解除すると同時に行われたものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(2)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。</p> <table border="1"> <tr> <td>料金月</td> <td>本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算し、15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</td> </tr> <tr> <td>適用条件</td> <td> <p>(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）を選択していること。</p> </td> </tr> <tr> <td>控除額</td> <td>税抜額 934円</td> </tr> </table> <p>イ 本減額適用Ⅱは、auサービス（第3種auデュアル、第4種auデュアル、第5種auデュアル又はUIMサービスに限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込と同時に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(5)に規定する割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1に定める申出を当社が承諾した契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分2に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったものに限り、申し出ることができます。</p> <table border="1"> <tr> <td>区 分</td> <td>申 出</td> </tr> </table>		料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算し、15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。	適用条件	<p>(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）を選択していること。</p>	控除額	税抜額 934円	区 分	申 出
料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月から起算し、15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。									
適用条件	<p>(ア) 障がい者等用の基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）を選択していること。</p>									
控除額	税抜額 934円									
区 分	申 出									

1	本減額適用Ⅰの申出、OCT営発第110128号の附則第2項又はOCT営発第100209号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。
2	KDDI株式会社のWIN約款のKDDI次ビジ戦第99号、第101号、第102号、第103号、第104号の附則第2項、KDDIC営企第245号、第246号の附則第2項又はKDDIC営企第109号の附則第2項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出。

ウ 当社は、イに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ 当社は、次に該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める15料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) auサービスの利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) au契約の解除があったとき。

(オ) 削除

(カ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 定期au契約の更新日を含む料金月にau契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はauサービスの利用の一時休止があったとき。	au契約の解除があった日又はauサービスの利用の一時休止があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 契約者は、本減額適用Ⅱの可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

ク 当社は、本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けたau契約の解除（LTE契約（当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行に係るものに限ります。）があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau（LTE）通信サービスの料金額（控除対象額に相当するものに限ります。）から次表に定める控除額（その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。）を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>適用承諾月（(1)欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。）の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。</p>
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

（料金等の支払に関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT宮発第120120号）

この改正規定は、平成24年1月20日から実施します。

附則（OCT 管発第120127号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年1月27日から実施します。

（その他）

2 OCT 管発第110128号の附則第2項中「ただし、OCT 管発第100209号の附則第2項又はこの附則第2項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」を「ただし、OCT 管発第100209号の附則第2項、この附則第2項又はOCT 管発第120118号の附則第3項の適用を受ける契約者回線については、この限りではありません。」に改めます。

3 OCT 管発第120118号の附則第3項(2)欄のアの表の料金月の欄中「15料金月」を「15料金月（アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）に、同(2)欄のエ中「15料金月」を「15料金月又は36料金月」に改めます。

附則（OCT 管発第120201号）

この改正規定は、平成24年2月1日から実施します。

附則（OCT 管発第120209号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年2月9日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第120214号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年2月14日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第120301号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

（基本使用料等の支払いに関する経過措置）

2 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(27)の適用の申出が平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間にあり、当社がその承諾をした場合には、平成24年4月1日からその適用を開始します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

4 OCT 管発第111014号の附則第3項の表の(1)欄イの(エ)の次に、次のように加えます。

（オ） 第1表第1（基本使用料等）1（適用）(27)の適用を受けたとき。

5 OCT 管発第111014号の附則第3項の表の(1)欄ウの表の区分1中「イの(エ)の請求と同時に変更があったとき」を「イの(エ)の請求又はイの(オ)に係る適用と同時に変更があったとき」に改め、同表の区分2中「auサービスの一時休止、au契約の解除又はその契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき。」を「auサービスの一時休止、au契約の解除若しくはその契約者回線に新たな端末設備を接続する請求があったとき又は料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(27)の適用を受けたとき。」に、「一時休止日、契約解除日又は新たな端末設備を接続する請求があった日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用1の対象とします。」を「一時休止日、契約解除日若しくは新たな端末設備を接続する請求があった日又は料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用

) (27)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。」にそれぞれ改めます。

6 OCT 管発第111014号の附則第3項の表の(2)欄ウ及びエを、それぞれ次のように改めます。

ウ 当社は、次に該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) 特定パケット通信定額制の適用を廃止したとき。

(イ) 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けたとき。

エ ウの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区 分	本減額適用Ⅱの適用
1 特定パケット通信定額制の廃止があったとき(ウの(イ)の適用と同時に廃止があったときを除きます。)	その廃止日を含む料金月までのパケット通信料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けたとき。	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の適用を受けた日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

附則(OCT 管発第120315号)

この改正規定は、平成24年3月15日から実施します。

附則(OCT 管発第120321号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月21日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 管発第120322号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月22日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 管発第120324号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成24年3月24日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OCT 管発第120330号)

この改正規定は、平成24年3月30日の午前10時から実施します。

附則(OCT 管発第120401号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から実施します。
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 平成24年5月31日までの間に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)に定める基本使用料の減額適用の申出があり当社が承諾した場合、この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、同(24)のAの表を次表に読み替えて適用します。
1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象パケットの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760バイト(10メガバイト)以下の場合	0円
10,485,760バイト(10メガバイト)を超える場合	4,200円

- 3 前項に定める取扱いは、この改正規定実施前に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)に定める基本使用料の減額適用の申出があり当社が承諾した場合についても、同様に適用します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第120402号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年4月2日から実施します。
(留守番伝言機能に係るオプション機能使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間、a u 契約者は、この約款の規定にかかわらず、留守番伝言機能(追加機能に限ります。)に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

附則(OC T 営発第120410号)
この改正規定は、平成24年4月10日から実施します。

附則(OC T 営発第120412号)
この改正規定は、平成24年4月12日から実施します。

附則(OC T 営発第120416号)
この改正規定は、平成24年4月16日から実施します。

附則(OC T 営発第120418号)
(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1及び附則別紙2を含みます。)は、平成24年4月18日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成24年5月31日までの間、a u 契約者は、この約款の規定にかかわらず、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外Cメール利用(国際Cメールに係るもの)に限ります。)に係るものに限ります。)及び国際Cメール送信に係る通話料の支払いを要しません。
- 3 削除

附則(OC T 営発第120426号)
(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年4月26日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第120501号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年5月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第120514号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年5月14日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第120522号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年5月22日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第120601号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年6月1日から実施します。
(定期au契約の満了に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、定期au契約を締結している場合、その定期au契約に係る満了日については、なお従前のとおりとします。
(オプション機能に関する経過措置)
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

マルチキャスト情報受信機能（タイプII）	マルチキャスト情報受信機能
----------------------	---------------

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(24)に定める基本使用料の減額適用の申出があり当社が承諾した場合、この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間、同(24)のアの表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

その料金月の課金対象パケットの総情報量	料金額
	税抜額
10,485,760バイト（10メガバイト）以下の場合	0円

10,485,760バイト（10メガバイト）を超える場合

4,200円

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第120604号）

この改正規定は、平成24年6月4日の午後2時から実施します。

附則（OTC 第120605号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年6月5日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第120614号）

この改正規定は、平成24年6月14日から実施します。

附則（OCT 第120701号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、タイ王国における海外ローミング機能に関する改正規定については、平成24年7月1日午前2時00分00秒（本邦の時刻とします。）から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第120702号）

この改正規定は、平成24年7月2日から実施します。

附則（OCT 第120716号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月16日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第120717号）

この改正規定は、平成24年7月17日から実施します。

附則（OCT 第120719号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月19日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第120723号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙1及び附則別紙2を含みます。）は、平成24年7月23日から実施します。

(a uサービスの種類の廃止等に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるa uサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、改正後の規定により提供するa uサービスに係る契約に移行するものとします。

a u電話、第1種a uデュアル、第2種a uデュアル、第3種a uデュアル、第1種a uパケット、第3種a uパケット（カテゴリーIであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものを除きます。）
--

- 3 この改正規定実施の際現に利用され、前項の規定により契約が移行したa uサービスは、この改正規定実施の日において、この約款第14条（a uサービスの利用の一時休止）に規定する一時休止があったものとみなして取り扱います。
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結していた次表に定めるa uサービスに係る契約は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

第2種a uパケット（カテゴリーIに限ります。）、第3種a uパケット（カテゴリーIであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）

- 5 第2項及び前項の表に定めるa uサービスに係る契約者回線の契約者は、この約款の規定にかかわらず、この改正規定実施の日における、そのa uサービスの利用の一時休止又はその契約の解除に係る契約解除料、フルサポート解除料並びに番号登録手数料について、その支払いを要しません。
- 6 この改正規定実施の際現に利用されていた第2項の表に定めるa uサービスについては、この約款第24条（定期a u契約の更新）第2項に定める取扱いを適用しません。
- 7 第3項の場合において、当社は、平成24年10月20日までの間にそのa uサービスの再利用の請求があったときは、一時休止前と同一の電話番号を付与するものとします。

(a u通信サービスの種類に関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の適用を受けている者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の適用を受けているものとみなします。

第5種a uデュアル	第1種a uデュアル
第4種a uデュアル	第2種a uデュアル
第3種a uパケット（カテゴリーIIであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものを除きます。）	第1種a uパケット
第4種a uパケット	第2種a uパケット
第2種a uパケット（カテゴリーIIに限ります。）	第1種a uモジュール
第3種a uパケット（カテゴリーIIであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）	第2種a uモジュール
第5種a uパケット	第3種a uモジュール

(a u通信サービスに係る契約に関する経過措置)

- 9 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄の契約を締結しているものとみなします。

第4種定期a u契約（第5種a uパケットに係るものを除きます。）	第2種定期a u契約
第1種定期a u契約（第2種a uパケット（カテゴリーIIに限ります。）又は第5種a uパケットに係るものに限ります。）	第1種定期a uモジュール契約
第4種定期a u契約（第5種a uパケットに係るものに限ります。）	第2種定期a uモジュール契約

（オプション機能に関する経過措置）

- 10 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄のオプション機能を選択している者は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表右欄のオプション機能を選択したものとみなします。

E Z w e b機能（タイプIIに係るもの）	E Z w e b機能
-------------------------	-------------

（携帯電話番号ポータビリティに関する経過措置）

- 11 別記3(11)の規定により発行された携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要な番号（a u電話又はa uデュアルに係るa u契約の解除に関して発行された番号であって、同(11)のオの規定により無効となっていないものに限ります。）は、同(11)のオの規定にかかわらず、この改正規定実施の日において無効となります。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 13 O C T 営発第2415号の附則第5項について、「削除」に改めます。
- 14 O C T 営発第100209号の附則第2項(1)欄のアの表中、O C T 営発第110128号の附則第2項(1)欄のアの表中及びO C T 営初第120118号の附則第3項(1)欄のアの表中、適用条件の欄について、「(3)の4」をそれぞれ「(3)の2」に改めます。
- 15 O C T 営発第100209号の附則第2項(1)欄のエの(オ)及び(2)欄のエの(オ)、O C T 営発第110128号の附則第2項(1)欄のエの(オ)及び(2)欄のエの(オ)並びにO C T 営初第120118号の附則第3項(1)欄のエの(オ)及び(2)欄のエの(オ)のについて、それぞれ「削除」に改めます。

附則（O C T 営発第120727号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年7月27日から実施します。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第120801号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年8月1日から実施します。
ただし、この改正規定中、ニュージーランドにおける海外ローミング機能に関する改正規定については、平成24年8月1日午前0時00分00秒（現地の時刻とします。）から実施します。
- （料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成24年8月9日までの間にa u契約の申込みがあり、そのa uサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのa uサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して4料金月の間（以下この附則にお

いて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるau通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。))及びパケット通信料に限り。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。))について1の料金月ごとに税抜額1,043円(基本使用料等の額が税抜額1,043円に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休止(タイプIIに限り。))を行っているときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
 - (1) その申出が、その契約者回線に係るau契約の申込みと同時にされたものであること。
 - (2) そのau契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
- 4 第2項の規定にかかわらず、控除対象期間内にau契約の解除、auサービスの利用の一時休止(タイプIに限り。))又は新たな端末設備の購入があったときは、それらのあった日を含む料金月以降、第2項に定める控除の取扱いを行いません。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第120807号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年8月7日から実施します。

ただし、この改正規定実施の日から平成24年9月3日までの間に、料金表第1表(基本使用料等)1(適用)(23)に定める基本使用料等の割引の適用の申出(この改正規定に係るものに限り。))があったときは、平成24年9月4日において、その申出があったものとみなして取り扱います。
- 2 前項の規定にかかわらず、料金表第1表(基本使用料等)1(適用)(24)に定める基本使用料の減額適用の申出(この改正規定に係るものに限り。))については、平成24年9月4日から行うことができます。

(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第120810号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年8月10日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間au契約の申込みがあり、そのauサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月の間(以下この附則において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるau通信サービスの料金(基本使用料、オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(au国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。))及びパケット通信料に限り。))、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限り。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。))について、1の料金月ごとに税抜額743円(基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るauサービスの利用の一時休

止（タイプIIに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
 - (1) その申出が、その契約者回線に係る a u 契約の申込みと同時に行われたものであること。
 - (2) 平成25年4月1日までに満13歳に満たない契約者（その a u 契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とします。）からの申出であること。
 - (3) その a u 契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 - (4) 基本使用料の料金種別として、プランEシンプルを選択していること。
 - (5) その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用又は(3)の2の適用を受けていること。
 - (6) その a u 契約の申込みと同時に、E Z w e b 機能の請求があること。
- 4 当社は、第2項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。
 - (1) a u 契約の解除があったとき。
 - (2) a u サービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
 - (3) 新たな端末設備の購入があったとき。
 - (4) プランEシンプル以外への料金種別の変更があったとき。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 6 O C T 営発第100801号の附則第2項中、「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成24年8月9日までの間に」に改めます。

附則（O C T 営発第120814号）

この改正規定は、平成24年8月14日から実施します。

附則（O C T 営発第120901号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年9月1日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第120904号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年9月4日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第120907号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年9月7日から実施します。
ただし、第2項に定める控除の取扱いについては、平成24年9月8日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間に a u 契約の申込みがあり、その a u サービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、その a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線に係る基本使用料等（この約款の規定により支払いを要することとされる a u 通信サービスの料金（基本使用料、オプ

ション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。）、通話料（a u国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。）、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びa uスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及びパケット通信料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。）、について、1の料金月ごとに税抜額934円（基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。）を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るa uサービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っているときは、この限りではありません。

- 3 当社は、前項の申出があったときは、次の全てを満たす場合に限り、これを承諾します。
 - (1) その申出が、その契約者回線に係るa u契約の申込みと同時にされたものであること。
 - (2) そのa u契約の申込みの際し、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
 - (3) そのa u契約の申込みの際し、当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める特定携帯情報端末の購入を伴うこと。
 - (4) その契約者回線が、障がい者等用の基本使用料の適用又は(3)の2の適用を受けていること。
 - (5) そのa u契約の申込みと同時に、料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）（8）の2の適用の申込みがあること又は基本使用料の料金種別としてプランF（IS）シンプルを選択していること。
- 4 当社は、第2項に定める控除の取扱いを受けている契約者回線について、控除対象期間内に次のいずれかに該当することとなった場合には、第2項の規定にかかわらず、その事由が生じた日を含む料金月以降、その控除の取扱いを行いません。
 - (1) a u契約の解除があったとき。
 - (2) a uサービスの利用の一時休止（タイプIに限ります。）があったとき。
 - (3) 新たな端末設備の購入があったとき。
 - (4) 料金表第1表第3（パケット通信料）1（適用）（8）の2の適用を受けていること又は料金種別がプランF（IS）シンプル若しくは電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）であることのいずれにも該当しなくなったとき。
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第120913号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年9月13日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第120921号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年9月21日から実施します。
（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能（追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間（以下この項から第6項において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この項から第6項において「本取扱い」とい

ます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 3 前項の規定によるほか、この改正規定実施の際現に、留守番伝言機能の提供を受けている契約者回線について、この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間、特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。
- 4 前2項の規定にかかわらず、この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間は、その料金月において、特定オプション機能の全ての提供を受けている場合に限り、前2項の取扱いを行います。
- 5 当社は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
 - (1) au契約の解除があったとき（LTE契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。
 - (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。
- 6 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合における本取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき（その事由が生じた日を含む料金月について、第4項に規定する条件を満たす場合に限ります。）。	その事由が生じた日を含む料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
2 平成24年11月30日以前に前項の各号に該当することとなったとき（その事由が生じた日を含む料金月について、第4項に規定する条件を満たす場合を除きます。）。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
3 平成24年12月1日以降に前項の各号に該当することとなったとき。	その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)
- 8 OCT営発第100209号の附則第2項(1)欄のアの表中、OCT営発第110128号の附則第2項(1)欄のアの表中及びOCT営発第120118号の附則第3項(1)欄のアの表中、料金月の欄について、それぞれ次のように改めます。

料金月	本減額適用1の申出を当社が承諾した日を含む料金月（以下この欄において「適用承諾月」といいます。）の翌料金月から起算し、36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。
-----	--

- 9 OCT営発第100209号の附則第2項中、OCT営発第110128号の附則第2項中及びOCT営発第120118号の附則第3項中、「au通信サービス契約約款」をそれぞれ「WIN約款」に改めます。

- 10 OCT 宮発第100209号の附則第2項(1)欄のキ及びOCT 宮発第110128号の附則第2項(1)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けた a u 契約の解除 (LTE 契約 (当社の LTE 約款に定める LTE デュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、その LTE 契約に係る a u (LTE) 通信サービスの料金額 (控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額 (その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) その LTE 契約が、当社の LTE 約款に定める定期 LTE 契約であること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として当社の LTE 約款に定める LTE プランを選択していること。</p>
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている LTE 契約者回線について、LTE 約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている LTE 契約者回線について a u 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のその a u 契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

- 11 OCT 宮発第100209号の附則第2項(2)欄のキ及びOCT 宮発第110128号の附則第2項(2)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた a u 契約の解除 (LTE 契約 (当社の LTE 約款に定める LTE デュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、その LTE 契約に係る a u (LTE) 通信サービスの料金額 (控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額 (その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>適用承諾月 ((1)欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以下この欄において同じとします。)の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間</p> </div>
適用条件	<p>(ア) その LTE 契約が、当社の LTE 約款に定める定期 LTE 契約であること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別として当社の LTE 約款に定める LTE</p>

	プランを選択していること。
控除額	税抜額 467円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

12 OCT営業第120118号の附則第3項(1)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けたau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau(LTE)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額(その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた期間
適用条件	(ア) そのLTE契約が、当社のLTE約款に定める定期LTE契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社のLTE約款に定めるLTEプランを選択していること。
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線について、LTE約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けているLTE契約者回線についてau契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のそのau契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

13 OCT営業第120118号の附則第3項(2)欄のキの次に、次のように加えます。

ク 当社は、本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けたau契約の解除(LTE契約(当社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものに限ります。)があった場合、次表に定める料金月において、そのLTE契約に係るau(LTE)通信サービスの料金額(控除対象額に相当するものに限ります。)から次表に定める控除額(その料金額が控除額に満たない場合は、その料金額とします。)を控除する取扱いを行います。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める期間が経過するまでの各料金月であって次欄に定める適用条件のいずれも満たしている月。 適用承諾月((1)欄のアの表に定める適用承諾月をいいます。以
-----	---

	下この欄において同じとします。)の翌料金月から起算して、契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、15料金月（アに定める a u 契約の申込みにあたって、別記 3 (11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。)から除いた期間
適用条件	(ア) その L T E 契約が、当社の L T E 約款に定める定期 L T E 契約であること。 (イ) 基本使用料の料金種別として当社の L T E 約款に定める L T E プランを選択していること。
控除額	税抜額 934円

ケ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている L T E 契約者回線について、L T E 約款に定める他、エからキの規定を準用します。

コ 当社は、クに定める取扱いの適用を受けている L T E 契約者回線について a u 契約への契約移行があったときは、その契約移行があった日を含む料金月以降のその a u 契約について、適用承諾月から継続してアに定める取扱いを受けているものとみなしてアからキの規定を適用します。

附則（O C T 営発第121001号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第121010号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年10月10日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第121025号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年10月25日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第121101号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年11月1日から実施します。

2 削除

3 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第121102号）

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年11月2日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、この改正規定実施の日から平成24年12月31日までの間（以下この附則において「購入対象期間」といいます。）に、a u 契約者（a u 契約を締結しようとする者であって、そのa u 契約の申込みにあたって、別記3(11)に規定する携帯電話番号ポータビリティを希望するものを除きます。）が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合（基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。）、その購入のあった日を含む料金月（以下この附則において「購入月」といいます。）の翌料金月から起算し12料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。

(1) この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(2) その末日において、その契約者回線に係るa u サービスの利用の一時休止（タイプIIに限ります。）を行っている料金月。

控除額	税抜額 467円
-----	----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

(1) 契約の解除があったとき。

(2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(3) a u パケットへのa u サービスの種類の変更があったとき。

(4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるプランZシンプルの基本使用料の適用開始日）

適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）
-------	--

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第121113号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月13日から実施します。

（a uサービスの利用の一時休止に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定によりa uサービスの利用の一時休止を行っている契約者回線については、この改正規定実施の日において、a uサービスの利用の一時休止（タイプI）を行っているものとみなします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 4 OCT 第120801号の附則第2項、OCT 第120810号の附則第2項及びOCT 第120907号の附則第2項の後にそれぞれ次のように加えます。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るa uサービスの利用の一時休止（タイプIIに限り。）を行っているときは、この限りではありません。

- 5 OCT 第120801号の附則第4項、OCT 第120810号の附則第4項、OCT 第120907号の附則第4項及びOCT 第121102号の附則第3項における「a uサービスの利用の一時休止」を「a uサービスの利用の一時休止（タイプIに限り。）」にそれぞれ改めます。

- 6 OCT 第121102号の附則第2項のただし書きを次のように改めます。

ただし、次のいずれかに該当する料金月についてはこの限りではありません。

- (1) OCT 第100209号の附則第2項、OCT 第110128号の附則第2項又はOCT 第120118号の附則第3項の適用を受ける料金月。
- (2) その末日において、その契約者回線に係るa uサービスの利用の一時休止（タイプIIに限り。）を行っている料金月。

附則（OCT 第121115号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第121128号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年11月28日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 第121130号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成24年11月30日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ

の他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 OCT 管発第121102号の附則第3項を、次のように改めます。
 - 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
 - (1) 契約の解除があったとき。
 - (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
 - (4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
 - (5) 新たな端末設備の購入があったとき。
- 4 OCT 管発第121102号の附則第4項を第6項に改め、第3項の次に、次のように加えます。
 - 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるプランZシンプルの基本使用料の適用開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

附則（OCT 管発第121201号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成24年12月1日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改定規定実施の日から平成25年2月18日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して13料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	(1) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 (2) 基本使用料の料金種別としてプランEシンプルを選択すること。 (3) 平成25年4月1日までに満13歳に満たない契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として）からの申出であること。
控除額	税抜額 743円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランEシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により本減額適用を廃止する場合、その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、第2項の規定により本減額適用を開始した場合は、開始日）
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

7 この改定規定実施の日から平成24年12月31日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際に、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第10項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

適用条件	(1) 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。 (2) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 (3) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。
控除額	(1) (2)以外の場合 税抜額 934円

	(2) そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868円
--	---	------------

8 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

9 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

10 第7項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第7項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第8項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

11 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

13 OCT 営発第120810号の附則第2項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成24年11月30日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第121206号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成24年12月6日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第121215号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成24年12月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第130101号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年1月1日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 この改定規定実施の日から平成25年1月21日までの間に、au 契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第6項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第5項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第6項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

（1）適用条件

- ア 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
- イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
- ウ 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。

（2）控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934円
イ そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868円

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- （1） au 契約の解除があったとき。
- （2） au サービスの利用の一時休止があったとき。
- （3） au パケットへのau サービスの種類の変更があったとき。
- （4） プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- （5） 新たな端末設備の購入があったとき。

- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用

1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第130122号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年1月22日から実施します。

（基本使用料の支払に関する経過措置）

- 2 当社は、au契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第2項において「本減額適用1」といいます。）とは、平成25年1月22日から平成25年5月31日までの間（以下この附則第2項において「申出対象期間」といいます。）に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。	
	料金月	本減額適用1の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月1」といいます。）から起算して36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
	適用条件	(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(4)の2に規定する障がい者等に係る基本使

	<p>用料的割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> <p>(イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)又は電話カケ放題プラン(ケータイ)であること。</p>
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅰは、auデュアル又はUIMサービス(タイプⅠに限ります。)の契約者回線であって、その契約者(そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者として)が学生(次のいずれかに該当する教育施設に在学し教育を受けている者(単位制高等学校教育規程第9条に規定する科目履修生、通信による教育を行う学校の科目履修生及び聴講生その他の当社が別に定める基準に適合しない者を除きます。)をいいます。以下同じとします。)であるものに限り、申し出ることができます。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校のうち、当社が別に定めるもの。

(イ) 学校教育法第1条に規定する学校以外の国公立の学校又は学校教育法第124条若しくは第134条の規定により成立した私立学校のうち、当社が指定した学校。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線(その契約者名義(利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。))が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又は(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを

	条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ 当社は、本減額適用Ⅰの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅰを廃止します。

- (ア) auサービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) au契約の解除があったとき。
- (オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅰを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅰの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 当社は、当社のLTE約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅰを適用します。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次
-----	-------------------------

表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。

当社のLTE約款に定める適用開始月Ⅰ（アに定める適用開始月Ⅰに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数

- ク 本減額適用Ⅰに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。）については、当社のLTE約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。
- ケ 契約者は、本減額適用Ⅰの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用

ア 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申出対象期間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり、当社が承諾した場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除きます。以下この(1)欄において「控除対象額」といいます。）のうち、次表に定める控除額（控除対象額が控除額に満たない場合は、控除対象額とします。）を控除する取扱いを行うことをいいます。

料金月	本減額適用Ⅱの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅱ」といいます。）から起算して12料金月（そのau契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
適用条件	(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(4)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）であること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅱは、auデュアル又はUIMサービス（タイプⅠに限ります。）の契約者回線であって、アに定めるau契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはLTE契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) a u サービス利用権の譲渡があったとき。
- (イ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (ウ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (エ) a u 契約の解除があったとき。
- (オ) そのa u 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

オ エの規定により、本減額適用Ⅱを廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅰを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

カ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、その適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

キ 当社は、当社のLTE約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、a u 契約への契約移行があった場合、そのa u サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>当社のLTE約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12料金月（そのLTE契約の申込みにあたって、当社のLTE約款別記3(10)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望した場合は36料金月とします。）から除いた月数</p> </div>
-----	--

ク 本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る

学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）については、当社のLTE約款の規定（キに相当するものをいいます。）に定めるところによります。

ケ 契約者は、本減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

3 この改定規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第7項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第6項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第7項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、前項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受ける料金月においては、この限りではありません。

(1) 適用条件

- ア 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティを希望する旨の申出があること。
- イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
- ウ 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

区分	控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934円
イ そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868円

4 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

5 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用

1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 6 第3項の規定により本減額適用を開始した場合又は第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第3項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第4項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 7 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 9 OCT 営発第100209号の附則第2項(1)欄のオ及び(2)欄のオの表中、OCT 営発第110128号の附則第2項(1)欄のオ及び(2)欄のオの表中及びOCT 営発第120118号の附則第3項(1)欄のオ及び(2)欄のオの表中、区分2について、それぞれ「定期au契約の更新日を含む料金月にau契約の解除（LTE契約（当社LTE約款に定める定期LTE契約に限ります。）への契約移行に係るものを除きます。）又はauサービスの利用の一時休止があったとき。」に改めます。

- 10 OCT 営発第130101号の附則第2項中「この改定規定実施の日から平成25年1月31日までの間に」を「この改定規定実施の日から平成25年1月21日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第130130号）

この改正規定は、平成25年1月30日から実施します。

附則（OCT 営発第130201号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年2月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

- 3 OCT 営発第121102号の附則第2項のただし書き(1)について、次のように改めます。

(1) この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

附則（OCT 営発第130213号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年2月13日から実施します。

（手続きに関する料金の経過措置）

- 2 この改正規定実施前に請求のあった手続きが、この改正規定実施の日において完了してい

ない場合、その手続きに関する料金の支払いについては、改正後の規定によるものとし
ます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

附則（OCT 営発第 130219 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 19 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改定規定実施から平成 30 年 3 月 31 日までの間に、a u 契約の申込みがあった場合
(その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。)、その a u
サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 12 料金月の間 (以下こ
の附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料
金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる額 (オプショ
ン機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割
引の適用又は特定の L T E シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用を
受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。) のうち、次表に定める控除額 (第 5 項
の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。) を控除する取扱い (以下この附
則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。) を行います。

適用条件	(1) 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の 購入を伴うこと。 (2) 基本使用料の料金種別としてプラン E シンプルを選択すること。 (3) その a u 契約の申込があった日 (以下この附則第 6 項までにおい て「申込日」といいます。) を含む年の翌年 (申込日が 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間である場合は、申込日を含む年とします。) の 4 月 1 日 までに満 13 歳に満たない契約者 (その a u 契約について利用者登録が 行われているときは、登録利用者としてします。) からの申出であること。
控除額	税抜額 743 円

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合に
は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) a u 契約の解除があったとき。
- (2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。
- (4) プラン E シンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により本減額適用を廃止する場合、その事由が生じた日の前日までの基本使
用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は前項の規定により本減額適用を廃止
した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用
料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日 (その料金月において、第 2 項の規定により本減額適 用を開始した場合は、開始日)

適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）
-------	--

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

8 OCT 営発 121201 号の附則第2項中「この改正規定実施の日以降に」を「この改正規定実施の日から平成25年2月18日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発 130301 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年3月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発 130308 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年3月8日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発 130315 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年3月15日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発 130318 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年3月18日から実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 OCT 営発 121101 号の附則第2項及び第3項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則（OCT 営発 130320 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 3 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130401 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。
(第 3 種定期 a u 契約及び第 4 種定期 a u 契約に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の約款の規定（以下この附則において「旧規定」といいます。）に基づき締結されている次表左欄の契約（以下この附則において「旧契約」といいます。）がある場合、この改正規定実施の日において、その旧契約を解除すると同時に新たに改正後の約款の規定（以下この附則において「新規定」といいます。）に基づき次表右欄の契約（以下この附則において「新契約」といいます。）を締結する契約変更があったものとして取り扱います。

第 3 種定期 a u 契約	第 1 種定期 a u 契約
第 4 種定期 a u 契約	第 1 種定期 a u 契約

- 3 新契約において適用される料金その他の提供条件は、この附則に定めるほか、新規定に相応の規定がある限りにおいて、旧契約のものと同様とします。

この場合において、旧契約において適用されている料金その他の取扱いは当該契約変更の日の前日末まで、新契約において適用される料金その他の取扱いは当該契約変更の日より、それぞれ適用されるものとします。

(契約解除料に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施の際現に、旧契約を締結している定期 a u 契約者は、第 2 項に定める契約変更に伴う旧契約の解除によっては、料金表第 1 表第 4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要しません。

(繰越控除可能額に関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の日を含む料金月の前料金月において、旧契約に係る翌料金への繰越控除可能額は、第 2 項に定める契約変更に伴う旧契約の解除によっては、無効とならないものとします。

(回線群に関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の際現に、旧回線等（契約者回線であって旧契約に係るもの又は他網契約者回線であって K D D I 株式会社の W I N 約款の附則（この附則に相当するものに限ります。以下この附則において「K D D I 附則」といいます。）第 2 項に定める旧契約に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が属する回線群に関して適用されている旧規定に定める料金その他の取扱いは、契約変更等（第 2 項に定める契約変更又は K D D I 附則第 2 項に定める契約変更をいいます。以下この附則において同じとします。）に伴う旧契約等（旧契約又は K D D I 附則第 2 項に定める旧契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の解除によっては、終了しないものとします。

この場合において、その回線群に属する旧回線等は、新規定に当該取扱いに係る相応の規定がある限りにおいて、契約変更等と同時に、相応の新回線等（契約者回線であって旧契約に係るもの又は他網契約者回線であって K D D I 附則第 2 項に定める新契約に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）へ変更されたものとみなします。

(指定等に関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、旧回線等を指定等することにより適用されている料金その他の取扱いは、第2項に定める契約変更等に伴う旧契約等の解除によっては、終了しないものとします。

この場合において、その指定等に係る旧回線等は、新規定に当該取扱いに係る相応の規定がある限りにおいて、契約変更等と同時に、相応の新回線等へ変更されたものとみなします。

(契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ等に関する経過措置)

8 この改正規定実施の際現に、改正前の規定に基づき旧契約に係る契約者回線（以下この附則において「旧回線」といいます。）に適用されている次表に掲げる取扱いは、この改正規定実施の日においてその適用を廃止する申出があったものとして取り扱います。

料金表第1表（au（WIN）通信サービスに関する料金）第1（基本使用料）1（適用）（9）「契約者を単位とする基本使用料割引Ⅲ」
料金表第1表（au（WIN）通信サービスに関する料金）第2（通話料）1（適用）（22）「特定サービス等の電気通信回線への通話に係る料金に応じた通話料の割引」

(手続きに関する経過措置)

9 この改正規定実施の前に、旧規定により行った旧契約に係る手続きその他の行為は、新規定中にこれに相当する規定があるときは、新規定に基づいて行ったものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

11 次に掲げる規定は「削除」に改めます。

○ C T 営 発 第 1313 号（平成 17 年 11 月 11 日）の附則第 4 項
○ C T 営 発 第 060801 号（平成 18 年 7 月 28 日）の附則第 6 項
○ C T 営 発 第 061101 号（平成 18 年 10 月 30 日）の附則第 3 項
○ C T 営 発 第 080801 号の附則第 3 項
○ C T 営 発 第 090201 号の附則第 3 項
○ C T 営 発 第 090701 号の附則第 3 項
○ C T 営 発 第 090810 号の附則第 3 項
○ C T 営 発 第 20110209 号の附則第 5 項及び第 6 項
○ C T 営 発 第 110301 号の附則第 7 項
○ C T 営 発 第 110901 号の附則第 3 項
○ C T 営 発 第 111109 号の附則第 5 項
○ C T 営 発 第 120418 号の附則第 3 項

12 ○ C T 営 発 第 2415 号（平成 16 年 4 月 1 日）の附則第 6 項の表を次のとおりに改めます。

1 契約ごとに

区分		料金額
		税抜額
第 1 種定期 a u 契約	更新回数が 0 回のもの	3,000 円
	更新回数が 1 回のもの	1,000 円

備考 更新回数が 2 回以上の場合は、その契約解除料の支払いを要しません。

13 ○ C T 営 発 第 120723 号の附則第 9 項の表を次のとおりに改めます。

第 4 種定期 a u 契約（第 5 種 a u パケット	第 2 種定期 a u 契約
-------------------------------	----------------

に係るものを除きます。)	
第1種定期 a u 契約 (第2種 a u パッケージ (カテゴリーⅡに限ります。)) 又は第5種 a u パッケージに係るものに限ります。)	第1種定期 a u モジュール契約
第4種定期 a u 契約 (第5種 a u パッケージに係るものに限ります。)	第2種定期 a u モジュール契約

14 OCT 営初第 120118 号の第3項(2)ア「適用条件」(ア)中「又は(3)の4」を削ります。

附則 (OCT 営発第 130416 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 16 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 130425)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 4 月 25 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 130501 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。
(払込取扱票の発行等に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いを選択している場合、この改正規定実施の日において、別記 3 (3) のアに定める請求があったものとみなして取り扱います。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 130525 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 25 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 130527 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 27 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 管第 130601 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 6 月 1 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 25 年 8 月 31 日までの間に、au 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる額（オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の LTE 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|--|
| ア 別記 3 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。 |
| イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |
| ウ 基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択すること。 |

(2) 控除額

区分	1 契約ごとに月額 控除額
ア イ以外の場合	税抜額 934 円
イ その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の末日において、契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合	税抜額 1,868 円

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au 契約の解除があったとき。
- (2) au サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) au パケットへの au サービスの種類の変更があったとき。
- (4) プラン Z シンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
----	----------

1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第2項規定する控除額の日割りをを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日）

- 6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

- 7 この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に、留守番伝言機能（追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間（以下この項から第9項において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この項から第9項において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

- 8 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき（LTE契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

- 9 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

- 11 OCT営発第120921号の附則第2項について、次のように改めます。

- 2 この改正規定実施の日から平成25年5月31日までの間に、留守番伝言機能（追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額

適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して6料金月の間（以下この項から第6項において「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この項から第6項において「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

附則（OCT営発第130603号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月3日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第130606号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月6日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
（その他）
- 3 OCT営発第120810号の附則第2項及びOCT営発第120907号の附則第2項における「及び当社が別に定める料金をいいます。」を「、付随サービスに関する料金等（料金安心サービスに関する料金、3LMセキュリティサービス利用料及びauスマートサポート接続サービス利用料に限ります。）及び当社が別に定める料金をいいます。」にそれぞれ改めます。

附則（OCT営発第130618号）

この改正規定は、平成25年6月18日から実施します。

附則（OCT営発第130620号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年6月20日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT営発第130701号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成25年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130703 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 3 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130717 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 17 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 23 年 1 月 28 日から実施の附則第 2 項(1)欄のアの表中、平成 24 年 1 月 18 日から実施の附則第 3 項(1)欄及び(2)欄中、平成 24 年 8 月 10 日から実施の附則第 3 項第 4 号中及び平成 24 年 9 月 8 日から実施の附則第 3 項第 4 号中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (3)に規定する障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」に、平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)欄及び(2)欄中「障害者用の基本使用料」を「障がい者等用の基本使用料」に、それぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 130725 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130731 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 7 月 31 日から実施します。

ただし、この改正規定中この附則第 3 項に定める部分については、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 24 年 11 月 2 日から実施の附則第 2 項中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) の規定により支払いを要することとされる額 (オプション機能使用料に係るものを除き、契約

者を単位とする基本使用料割引 I 又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受ける場合は、適用する前の額とします。以下「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額(基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額、その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であって、購入月の末日において、第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱い又は契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている場合は、控除対象額に 50%を乗じて得た額とします。)を控除する取扱い」とあるのは「料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除きます。以下「控除対象額」といいます。)のうち、次表に定める控除額(基本使用料を日割りした場合は、その日数に応じて次表に定める控除額を日割りした額とします。)を控除する取扱い」に改めます。

- 4 平成 24 年 12 月 1 日から実施の附則第 7 項、平成 25 年 1 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 3 項及び平成 25 年 6 月 1 日第 2 項中「、契約者を単位とする基本使用料割引 I、契約者を単位とする金額指定割引の適用」を削ります。

附則 (OCT 営発第 130801 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 130821 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙 2 に係るものを含みます。)は、平成 25 年 8 月 21 日から実施します。
(基本使用料及びパケット通信料の支払いに関する経過措置)
- 2 当社は、次表に定める基本使用料及びパケット通信料の減額適用を行います。

(1) 特定の端末設備を接続する a u 契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用	ア 特定の端末設備を接続する a u 契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用(以下この(1)欄において「本減額適用 I」といいます。)とは、平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間(以下この附則第 2 項において「申込み対象期間」といいます。)に、a u 契約の申込み(契約変更及び LTE 契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みの際、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。)、その a u サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間(以下この(1)欄において「控除対象期間 I」といいます。)、その契約者回線(以下この(1)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(エの
---	--

規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱いをいいます。

適用条件	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、その a u 契約者又はその家族（当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則において同じとします。）が締結していた他の a u 契約（K D D I 株式会社の W I N 約款に定める a u 契約を含み、L T E 契約（当社又は K D D I 株式会社の L T E 約款に定める L T E デュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この(1)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定める L T E 契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係る a u 契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前 3 料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択すること。</p>
控除額	税抜額 934 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間 I 内であっても、本減額適用 I を廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① a u 契約の解除（L T E 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② L T E 契約への契約移行があったとき。
- ③ a u サービスの利用権の譲渡があったとき（a u サービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき（⑦を伴うときを除きます。）。
- ⑦ プラン Z シンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① L T E 契約の解除（a u 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
- ② L T E サービスの利用権の譲渡があったとき。
- ③ 契約者の地位の承継があったとき。
- ④ L T E サービスの利用の一時休止があったとき。

	<p>ウ イの規定により、本減額適用Ⅰを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="406 235 1476 571"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 235 938 280">区分</th> <th data-bbox="943 235 1476 280">本減額適用Ⅰの適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 286 938 448">1 2以外により本減額適用Ⅰを廃止したとき。</td> <td data-bbox="943 286 1476 448">その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 454 938 571">2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用Ⅰを廃止したとき。</td> <td data-bbox="943 454 1476 571">その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ アの規定により本減額適用Ⅰを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅰを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りをを行います。</p> <table border="1" data-bbox="406 694 1476 862"> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 694 662 772">適用開始日</td> <td data-bbox="667 694 1476 772">その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅰを開始した場合は、開始日）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 779 662 862">適用終了日</td> <td data-bbox="667 779 1476 862">その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅰを廃止した場合は、廃止日）</td> </tr> </tbody> </table> <p>オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のWIN約款附則に定める特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅰに相当するものをいいます。以下この(1)欄において「特定減額適用Ⅰ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅰの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	区分	本減額適用Ⅰの適用	1 2以外により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。	2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅰを開始した場合は、開始日）	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅰを廃止した場合は、廃止日）
区分	本減額適用Ⅰの適用										
1 2以外により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。										
2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用Ⅰを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅰの対象とします。										
適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅰを開始した場合は、開始日）										
適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅰを廃止した場合は、廃止日）										
<p>(2) 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用（以下この(2)欄において「本減額適用Ⅱ」といいます。）とは、申込み対象期間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、そのauサービスの提供を開始した料金月から起算して24料金月の間（以下この(2)欄において「控除対象期間Ⅱ」といいます。）、その契約者回線（以下この(2)欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第1表第3（パケット通信料）に定める特定パケット通信2段階定額制（ダブル定額スーパーライトに限ります。）に係る最小定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱いをいいます。</p> <table border="1" data-bbox="406 1892 1476 2022"> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 1892 662 2022">適用条件</td> <td data-bbox="667 1892 1476 2022">(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契</td> </tr> </tbody> </table>	適用条件	(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契								
適用条件	(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、そのau契約者又はその家族が締結していた他のau契										

		<p>約（KDDI株式会社のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約（当社又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。</p> <p>(エ) 特定パケット通信2段階定額制（ダブル定額スーパーライトに限ります。）の適用を申し込むこと。</p>
	控除額	税抜額 372 円
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。</p>		
<p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p>		
<p>① au契約の解除（LTE契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p>		
<p>② LTE契約への契約移行があったとき。</p>		
<p>③ auサービスの利用権の譲渡があったとき（auサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。）。</p>		
<p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p>		
<p>⑤ auサービスの利用の一時休止があったとき。</p>		
<p>⑥ 新たな端末設備の購入があったとき（⑦を伴うときを除きます。）。</p>		
<p>⑦ ダブル定額スーパーライトの適用の廃止があったとき。</p>		
<p>(イ) 判定対象回線に係る事由</p>		
<p>① LTE契約の解除（au契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。</p>		
<p>② LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。</p>		
<p>③ 契約者の地位の承継があったとき。</p>		
<p>④ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p>		
<p>ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>		
	区分	本減額適用Ⅱの適用
1	2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの最小定額料について、本減額適用Ⅱの対象としま

		す。
	2 イの(ア)の②は⑦により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの最小定額料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
	エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りを行います。	
	適用開始日	その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合は、開始日）
	適用終了日	その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日）
	オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	
	カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のWIN約款附則に定める特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この(2)欄において「特定減額適用Ⅱ」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。	

(テレビ電話機能に関する経過措置)

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします

附則（OCT 営発第 130826 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成 25 年 8 月 26 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 2（通話料）1（適用）（8）の 2 に定める支払いを要しない通話先の電気通信回線に係る表中エの部分については、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130901 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、次項及びこの約款の規定によるほか、附則別紙3のとおりとします。

基本使用料の料金種別	WNDプラン、リーダー3GプランI、リーダー3GプランII
------------	-------------------------------

(定期auモジュール契約に関する経過措置)

- 3 当社は、第3種auモジュール（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。以下この第3項において同じとします。）に係る第1種定期auモジュール契約者について、特定協業事業者（第3種auモジュールの提供に係る当社が別に定める第三者をいいます。以下同じとします。）とその第1種定期auモジュール契約者との間で締結された当社が別に定める契約が終了したことを知ったときは、その第1種定期auモジュール契約を解除します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 4 この改定規定実施の日から平成26年8月31日までの間に、au契約の申込みがあった場合（その申込みの際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限ります。）、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月の間（以下この附則第8項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第7項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第8項までにおいて「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月又はプランZシンプルの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|---|
| ア 別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。
イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。
エ 特定パケット通信定額制の適用の申込みがあること。 |
|---|

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線については、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定パケット通信定額制の適用の廃止があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

7 第4項の規定により本減額適用を開始した場合、第5項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（プランZシンプルとそれ以外の料金種別のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるプランZシンプルの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第4項に規定する控除額の日割りをを行います。

8 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（オプション機能使用料の支払いに関する経過措置）

9 この改正規定実施の日以降、留守番伝言機能（追加機能に限ります。以下この附則において同じとします。）の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減額適用（留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して3料金月の間（以下この附則第11項までにおいて「控除対象期間」といいます。）、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(29)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第11項までにおいて「本取扱い」といいます。）を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは当社のLTE約款の附則又はKDDI株式会社のWIN約款若しくはLTE約款の附則に定める留守番伝言機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。

10 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

(1) au契約の解除があったとき（LTE契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するときを除きます。）。

(2) auサービスの利用の一時休止があったとき。

(3) 留守番伝言機能の廃止があったとき。

11 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

（料金等の支払いに関する経過措置）

12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

13 平成25年6月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成25年8月31日までの間に」に改めます。

附則（OCT営発第130902号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 2 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 130909 号）

この改正規定は、平成 25 年 9 月 9 日から実施します。

附則（OCT 営発第 130920 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 2 項(1)の ア中、「平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 9 月 30 日までの間」を「平成 25 年 8 月 21 日から平成 25 年 11 月 30 日までの間」に改めます。

附則（OCT 営発第 130925 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131001 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営業発第 131010 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131101 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項の表の(2)の ア中、「契約者回線 (UIM サービスのものであって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)」を「契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用している UIM サービスの契約者回線であって、その電話番号が当社が別に定める電気通信番号であるものに限ります。)」に、「KDDI 株式会社の他網契約者回線 (KDDI 株式会社が提供する UIM サービスのものであって、KDDI 株式会社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)」を「KDDI 株式会社の他網契約者回線 (KDDI 株式会社が別に定める移動無線装置を利用している同社が提供する UIM サービスの他網契約者回線であって、その電話番号が同社が別に定める電気通信番号であるものに限ります。)」に、それぞれ改めます。
- 4 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項の表の備考(1)中「契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)」を「契約者回線 (当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線であって、その電話番号が当社が別に定める電気通信番号であるものに限ります。)」に改めます。
- 5 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項の表の備考中「(8)」を「(9)」とし、「(7)」の次に、次のように加えます。
(8) 提供条件欄及び備考(1)に定める当社が別に定める電気通信番号は、080 又は 090 から始まるものをいいます。

附則 (OCT 営発第 131112 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 12 日から実施します。
(基本使用料等の支払いに関する経過措置)
- 2 削除
- 3 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 5 平成 23 年 10 月 14 日から実施の附則第 3 項(1)のイの(オ)、ウ、(2)のウの(イ)及びエ中並びに平成 24 年 3 月 1 日から実施の附則第 2 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項のウの(イ)及びエ中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (26)」を「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (27)」に、それぞれ改めます。
- 6 平成 24 年 9 月 21 日から実施の附則第 2 項中、平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 7 項及び第 11 項中並びに平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 9 項中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (29)」を「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (30)」に、それぞれ改めます。

附則 (OCT 営発第 131115 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 131125 号)

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附則 (OCT 営発第 131128 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 11 月 28 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則 (OCT 営発第 131201 号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社コミュニティテレビこもろ及び株式会社ケーブルネット鈴鹿に関する改正規定については、平成 25 年 12 月 2 日から実施します。

(基本使用料及びパケット通信料の支払いに関する経過措置)

2 当社は、次表に定める基本使用料及びパケット通信料の減額適用を行います。

(1) 特定の端末設備を接続する a u 契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用	ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、a u 契約の申込み (契約変更及び L T E 契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合 (その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。)、その a u サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間 (以下この(1)欄において「控除対象期間 I」といいます。)、その契約者回線 (以下この(1)欄において「控除対象回線」といいます。)について、料金表第 1 表第 1 (基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額 (オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の L T E シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額 (エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い (以下この(1)欄において「本減額適用 I」といいます。)を行います。	
	適用条件	(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、その a u 契約者又はその家族 (当社が別に定める基準に該当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。)が締結していた他の a u 契約

		<p>(KDDI株式会社のWIN約款に定めるau契約を含み、LTE契約(当社又はKDDI株式会社のLTE約款に定めるLTEデュアルに係るものに限ります。)への契約移行により解除されたものに限ります。)に係る契約者回線(以下この(1)欄において「判定対象回線」といいます。)に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> <p>(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。</p> <p>(ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。</p>				
	控除額	税抜額 934 円				
<p>イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間 I 内であっても、本減額適用 I を廃止します。</p>						
<p>(ア) 控除対象回線に係る事由</p>						
<p>① au契約の解除(LTE契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。</p>						
<p>② LTE契約への契約移行があったとき。</p>						
<p>③ auサービスの利用権の譲渡があったとき(auサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が別に定める基準に該当するときを除きます。)</p>						
<p>④ 契約者の地位の承継があったとき。</p>						
<p>⑤ auサービスの利用の一時休止があったとき。</p>						
<p>⑥ 新たな端末設備の購入があったとき(⑦を伴うときを除きます。)</p>						
<p>⑦ プランZシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</p>						
<p>(イ) 判定対象回線に係る事由</p>						
<p>① LTE契約の解除(au契約への契約移行に係るものを除きます。)があったとき。</p>						
<p>② LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。</p>						
<p>③ 契約者の地位の承継があったとき。</p>						
<p>④ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。</p>						
<p>ウ イの規定により、本減額適用 I を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1809 938 1848">区分</th> <th data-bbox="938 1809 1479 1848">本減額適用 I の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1848 938 2018">1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。</td> <td data-bbox="938 1848 1479 2018">その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	本減額適用 I の適用	1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。	
区分	本減額適用 I の適用					
1 2以外により本減額適用 I を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。					

	<p>2 イの(ア)の①、②、⑤又は⑦により本減額適用 I を廃止したとき。</p>	<p>その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。</p>		
	<p>エ アの規定により本減額適用 I を開始した場合又はイの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りを行います。</p>			
	<p>適用開始日</p>	<p>その料金月の初日（その料金月において、アの規定により本減額適用 I を開始した場合は、開始日）</p>		
	<p>適用終了日</p>	<p>その料金月の末日（その料金月において、イの規定により本減額適用 I を廃止した場合は、廃止日）</p>		
	<p>オ エの規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族が K D D I 株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又は K D D I 株式会社の W I N 約款附則に定める特定の端末設備を接続する a u 契約の申込みを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用 I に相当するものをいいます。以下この(1)欄において「特定減額適用 I」といいます。）の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又は K D D I 株式会社がそれぞれ本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報（本減額適用 I 又は特定減額適用 I の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が K D D I 株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>			
<p>(2) 特定の端末設備を接続する a u 契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用</p>	<p>ア 当社は、この改正規定実施の日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、a u 契約の申込み（契約変更及び L T E 契約からの契約移行に係るものを除きます。）があった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たすときに限ります。）、その a u サービスの提供を開始した料金月から起算して 24 料金月の間（以下この(2)欄において「控除対象期間Ⅱ」といいます。）、その契約者回線（以下この(2)欄において「控除対象回線」といいます。）について、料金表第 1 表第 3（パケット通信料）に定める特定パケット通信 2 段階定額制（ダブル定額スーパーライトに限ります。）に係る最小定額料のうち、次表に定める控除額（エの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この(2)欄において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="405 1568 1482 2020"> <tr> <td data-bbox="405 1568 660 2020"> <p>適用条件</p> </td> <td data-bbox="660 1568 1482 2020"> <p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、その a u 契約者又はその家族が締結していた他の a u 契約（K D D I 株式会社の W I N 約款に定める a u 契約を含み、L T E 契約（当社又は K D D I 株式会社の L T E 約款に定める L T E デュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p> </td> </tr> </table>		<p>適用条件</p>	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、その a u 契約者又はその家族が締結していた他の a u 契約（K D D I 株式会社の W I N 約款に定める a u 契約を含み、L T E 契約（当社又は K D D I 株式会社の L T E 約款に定める L T E デュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p>
<p>適用条件</p>	<p>(ア) 控除対象回線に接続しようとする端末設備が、当社が別に定める特定携帯情報端末であって、その a u 契約者又はその家族が締結していた他の a u 契約（K D D I 株式会社の W I N 約款に定める a u 契約を含み、L T E 契約（当社又は K D D I 株式会社の L T E 約款に定める L T E デュアルに係るものに限ります。）への契約移行により解除されたものに限ります。）に係る契約者回線（以下この(2)欄において「判定対象回線」といいます。）に関して、当社が別に定めるサービス取扱所において最後に購入されたものであること。</p>			

	(イ) (ア)に定めるLTE契約への契約移行が、当社が別に定めるサービス取扱所において端末設備の購入を伴うものであって、控除対象回線に係るau契約の申込みのあった日を含む料金月から起算し、前3料金月の間に行われたものであること。 (ウ) 基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択すること。 (エ) 特定パケット通信2段階定額制(ダブル定額スーパーライトに限ります。)の適用を申し込むこと。
控除額	税抜額 372 円

イ 当社は、控除対象回線又は判定対象回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間Ⅱ内であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) 控除対象回線に係る事由

- ① au契約の解除(LTE契約への契約移行に係るものを除きま
す。)があったとき。
- ② LTE契約への契約移行があったとき。
- ③ auサービスの利用権の譲渡があったとき(auサービス利用権
を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が、当社が
別に定める基準に該当するときを除きます。)
- ④ 契約者の地位の承継があったとき。
- ⑤ auサービスの利用の一時休止があったとき。
- ⑥ 新たな端末設備の購入があったとき(⑦を伴うときを除きま
す。)
- ⑦ ダブル定額スーパーライトの適用の廃止があったとき。

(イ) 判定対象回線に係る事由

- ① LTE契約の解除(au契約への契約移行に係るものを除きま
す。)があったとき。
- ② LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。
- ③ 契約者の地位の承継があったとき。
- ④ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いに
ついては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを 廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月 の末日までの最小定額料につい て、本減額適用Ⅱの対象としま す。
2 イの(ア)の②は⑦により本減 額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの 最小定額料について、本減額適用 Ⅱの対象とします。

エ アの規定により本減額適用Ⅱを開始した場合又はイの規定により本
減額適用Ⅱを廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日ま
での期間に係る日数に応じて、アに定める控除額の日割りを行います。

適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、アの規定に
-------	--------------------------

	より本減額適用Ⅱを開始した場合は、開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、イの規定により本減額適用Ⅱを廃止した場合は、廃止日)

オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

カ 契約者は、アの適用条件の(ア)に定める家族がKDDI株式会社の他網契約者回線に係る者である場合又はKDDI株式会社のWIN約款附則に定める特定の端末設備を接続するau契約の申込みを条件とするパケット通信料の減額適用(本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この(2)欄において「特定減額適用Ⅱ」といいます。)の適用条件に定める家族が契約者回線に係る者である場合、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅰ又は特定減額適用Ⅱの適用の可否を判断するために、その控除対象回線に係る情報(本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成24年12月1日から実施の附則第2項及び平成25年2月19日から実施の附則第2項中「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」に、平成24年12月1日から実施の附則第7項、平成25年1月1日から実施の附則第2項、平成25年1月22日から実施の附則第3項、平成25年6月1日から実施の附則第2項、平成25年8月21日から実施の附則第2項(1)欄のア及び平成25年9月1日から実施の附則第4項中「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」を「特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用」にそれぞれ改めます。

附則(OC T 営発第131204号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月4日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第131214号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成25年12月14日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、auモジュール契約(基本使用料の料金種別があんしんGPSプラン又はPHOTO-TVプランの契約者回線に係るものに限ります。)の申込

みがあり当社が承諾した場合、その a u モジュールの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（第 4 項の規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

1 契約ごとに月額

区分	控除額
	税抜額
あんしんGPSプラン	380 円
PHOTO-U TVプラン	850 円

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、a u モジュール契約の解除があった場合、控除対象期間であっても、その契約解除日の前日をもって本減額適用を廃止します。
- 4 当社は、第 2 項に定める控除額について、その料金月においてあんしんGPSプラン又はPHOTO-U TVプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131216 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 16 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉及び株式会社ジェイコムイーストに関する改正規定については、平成 25 年 12 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131217 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 17 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 131227 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 25 年 12 月 27 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 26 年 1 月 13 日までの間に、a u スマートサポート契約（当社の「a u スマートサポート会員利用規約」に定める a u スマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、その a u スマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限り、）について、この約款の規定により支払いを要することとされる a u（WIN）通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。

ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のいずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

- (1) その契約者回線について、a u 契約の解除（LTE 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
 - (2) その契約者回線について、a u サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
 - (3) a u スマートサポート契約が終了したとき。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 6 日から、Korek Telecom Ltd. に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 8 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140116 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 16 日から実施します。

ただし、この改正規定中、Z I P T e l e c o m 株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 1 月 17 日から実施します。

（基本使用料の支払いに関する経過措置）

2 当社は、a u 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

<p>(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア この改正規定実施の日から平成 26 年 6 月 1 日までの間（以下この附則第 2 項において「申出対象期間」といいます。）に、a u 契約の申込み（契約変更及び LTE 契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、当社は、その a u サービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は、基本使用料の額とします。）を控除</p>
------------------------------------	--

する取扱い（以下この附則において「本減額適用Ⅰ」といいます。）を行います。

料金月	本減額適用Ⅰの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月Ⅰ」といいます。）から起算して36料金月が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。
適用条件	(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）（4）の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。 (イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）であること。
控除額	税抜額 934円

イ 本減額適用Ⅰは、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、その契約者（そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とし、）が学生又は満25歳以下であるものに限って、申し出ることができます。

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義（利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。）が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、次表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出、(2)欄に定める本減額適用Ⅱの申出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件

	とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)のAに定める取扱いの申出(KDDI株式会社からの変更に係るものを除きます。)を行った場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(A)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Iの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める36料金月が経過する前であっても、本減額適用Iを廃止します。

- (ア) au契約の解除があったとき。
- (イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) auサービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

カ オの規定により、本減額適用Iを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Iの適用
1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日(auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。
2 オの(A)又は(イ)の規定により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。

キ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、当社のLTE約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用(本減額適用Iに相当するものをいいます。)に係

	<p>る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Iを適用します。</p> <table border="1" data-bbox="408 280 1474 656"> <tr> <td data-bbox="408 280 660 656">料金月</td> <td data-bbox="665 280 1474 656"> <p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のLTE約款に定める適用開始月I（アに定める適用開始月Iに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数</p> </td> </tr> </table> <p>コ 本減額適用Iに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Iに相当するものをいいます。）については、当社のLTE約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用I又は特定減額適用I（KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用I又は特定減額適用Iの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のLTE約款に定める適用開始月I（アに定める適用開始月Iに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数</p>		
料金月	<p>契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。</p> <p>当社のLTE約款に定める適用開始月I（アに定める適用開始月Iに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、36料金月から除いた月数</p>				
<p>(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用</p>	<p>ア 申出対象期間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、当社は、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は、基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第2項において「本減額適用II」といいます。）を行います。</p> <table border="1" data-bbox="408 1485 1474 2020"> <tr> <td data-bbox="408 1485 660 1856">料金月</td> <td data-bbox="665 1485 1474 1856"> <p>本減額適用IIの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月II」といいます。）から起算して12料金月（そのau契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 1863 660 2020">適用条件</td> <td data-bbox="665 1863 1474 2020"> <p>(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(4)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p> </td> </tr> </table>	料金月	<p>本減額適用IIの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月II」といいます。）から起算して12料金月（そのau契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</p>	適用条件	<p>(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(4)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p>
料金月	<p>本減額適用IIの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「適用開始月II」といいます。）から起算して12料金月（そのau契約の申込みにあたって、別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI株式会社からのものを除きます。）を希望した場合は36料金月とします。）が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、次欄に定める適用条件を全て満たしている月。</p>				
適用条件	<p>(ア) 料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(4)の2に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。</p>				

	(イ) 基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ（3Gケータイ・データ付）又はカケホ（3Gケータイ）であること。
控除額	税抜額 934 円

イ 本減額適用Ⅱは、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、アに定めるau契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはLTE契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）が含まれるものに限ります。）があったもの限り、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)欄のウの表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

エ アに定めるau契約の申込みにあたって、別記3(11)のアに定める取扱いの申出（KDDI株式会社からの変更に係るものを除きます。）

を行った場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める12料金月又は36料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

- (ア) au契約の解除があったとき。
- (イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) auサービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。

カ オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。
2 オの(ア)又は(イ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。

キ 当社は、アの表に規定する控除額について、その料金月において同表の適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。

ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ケ 当社は、当社のLTE約款に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用（本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、次表に定める料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。

料金月	契約移行のあった日を含む料金月から起算して、次表に定める月数が経過するまでの各料金月であって、その契約者回線について、アに定める適用条件を全て満たしている月。
	当社のLTE約款に定める適用開始月Ⅱ（アに定める適用開始月Ⅱに相当するものをいいます。）から起算して契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、12料金月（そのau契約の申込み

		<p>にあたって、当社のLTE約款別記3(11)に定める携帯電話番号ポータビリティ(KDDI株式会社からのものを除きます。)を希望した場合は36料金月とします。)から除いた月数</p> <p>コ 本減額適用Ⅱに係る申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係る学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用(本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。)については、当社のLTE約款の規定(クに相当するものをいいます。)に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱ(KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用(本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。)の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報(本減額適用Ⅱ又は特定減額適用Ⅱの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>
--	--	---

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

3 削除

(料金等の支払に関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第140201号)

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙2に係るものを含みます。)は、平成26年2月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第140215号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成26年2月15日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

2 削除

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第140218号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 18 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140222 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 2 月 22 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140301 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、株式会社 ケーブルワンに関する改正規定については、平成 26 年 3 月 3 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1)欄及び(2)欄中「エ」を「オ」に、「オ」を「カ」に、「カ」を「キ」に、「キ」を「ク」に、「ク」を「ケ」に、「ケ」を「コ」に、「コ」を「サ」にそれぞれ改め、「ウ」の次に、それぞれ次のように加えます。
エ アに定めるLTE契約の申込みにあたって、別記 3 (11)のアに定める取扱いの申出（KDDI 株式会社からの変更に係るものを除きます。）を行った場合は、当社又はKDDI 株式会社との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとします。

附則（OCT 営発第 140305 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 5 日から実施します。
(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 削除
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140315 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 15 日から実施します。
ただし、この改正規定中、CTBメディア株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 3 月 17 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140319 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 19 日から実施します。

(a u スマートパス接続機能に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により a u スマートパス接続機能の提供を受けている者は、当社の a u スマートパス利用規約（以下この附則において「利用規約」といいます。）に定めるところにより、利用規約に定める a u スマートパス接続サービスにおいて提供する各種サービス（以下この附則において「a u スマートパスサービス」といいます。）の提供を継続して受けるものとします。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の附則（平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項、平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項並びに平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項をいいます。）の規定により、a u スマートパス接続機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いを受けている場合、それぞれ次に定める料金月において、利用規約に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

(1) 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）。

(2) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（次のいずれかに該当する料金月を除きます。）。

ア 判定日（その料金月の前料金月の末日をいいます。以下この附則において同じとします。）における最終購入端末（判定日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。以下この附則において同じとします。）が当社が別に定める端末設備でない料金月。

イ この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月。

(3) 平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 3 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

(4) 平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項に係るもの

平成 26 年 3 月 1 日から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a u スマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）。

- 4 この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、利用規約に定める a u スマ

ートパスサービスの利用に関する契約（以下この附則において「a uスマートパス利用契約」といいます。）の申込みがあり当社が承諾した場合、a uスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 12 月 31 日までの各料金月（その初日において、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用を受けている料金月に限ります。）において、利用規約に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

5 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a uスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合、a uスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（前項第 2 号のア又はイに該当する料金月を除きます。）において、利用規約に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

6 この改正規定実施の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、a uスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、a uスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

適用条件	(1) 平成 26 年 1 月 31 日において、3 L Mセキュリティサービスの提供を受けていること。 (2) 平成 26 年 1 月 31 日において、a uスマートパスサービスの提供を受けていないこと。
------	---

7 この改正規定実施の日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に、a uスマートパス利用契約の申込みがあり当社が承諾した場合（次表に定める適用条件を全て満たす場合に限ります。）、a uスマートパスサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から平成 26 年 5 月 31 日までの各料金月（この附則に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱い（当社が別に定めるものに限ります。）を受ける料金月を除きます。）において、利用規約に定める a uスマートパスサービスの接続利用料の支払いを免除する取扱いを行います。

適用条件	(1) 平成 26 年 2 月 9 日において、当社の「安心ナビ利用規約」に定める有料サービスの提供を受けていること。 (2) 平成 26 年 2 月 9 日において、a uスマートパスサービスの提供を受けていないこと。
------	---

（料金等の支払に関する経過措置）

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

（その他）

9 平成 24 年 2 月 17 日から実施の附則第 2 項、平成 24 年 6 月 1 日から実施の附則第 5 項、平成 24 年 8 月 1 日から実施の附則第 2 項、平成 24 年 8 月 10 日から実施の附則第 2 項及び平成 24 年 9 月 7 日から実施の附則第 2 項中「オプション機能使用料（着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能、番号変換文字メッセージ受信機能及び a uスマートパス接続機能に係るものを除きます。）」を「オプション機能使用料

(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)」にそれぞれ改めます。

- 10 平成 24 年 9 月 21 日の附則第 2 項、平成 25 年 6 月 1 日から実施の附則第 7 項及び平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 9 項中「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (31)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱い」を「料金表第 1 表第 1 (基本使用料等) 1 (適用) (29)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱い」にそれぞれ改めます。
- 11 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 3 項、平成 26 年 2 月 15 日から実施の附則第 2 項及び第 3 項並びに平成 26 年 3 月 5 日から実施の附則第 2 項について、それぞれ「削除」に改めます。

附則 (OCT 営発第 140320 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 20 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則 (OCT 営発第 140328 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 3 月 28 日から実施します。
ただし、この改正規定中、ビーティーヴィーケーブルテレビ株式会社及び皇徳寺ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 3 月 31 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則 (OCT 営発第 140401 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定 (附則別紙に係るものを含みます。)は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
(その他)
- 3 平成 25 年 8 月 21 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則 (OCT 営発第 140410 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 10 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140501 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ケーブルネットテレビ富山に関する改正規定については、平成 26 年 5 月 12 日から、日本海ケーブルネットワーク株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 5 月 20 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140519 号）

この改正規定は、平成 26 年 5 月 19 日から実施します。

附則（OCT 営発第 140601 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 2 日から、ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 6 月 21 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140603 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 3 日から実施します。

（その他）

2 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 4 項(1)のA中「KDDI 株式会社からのものを除きます」を「KDDI 株式会社又は株式会社ケイ・オプティコムからのものを除きます」に改めます。

附則（OCT 営発第 1406013 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 13 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社秋田ケーブルテレビに関する改正規定については、平成 26 年 6 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 140620 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 20 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140630 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 6 月 30 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140701 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 3 平成 25 年 11 月 12 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 140718 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 7 月 18 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に、au 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 6 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社の LTE 約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

- | |
|--|
| ア 別記 3 (11) に定める携帯電話番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は株式会社 ケイ・オプティコムからのものを除きます。）を希望する旨の申出があること。 |
| イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。 |
| ウ 基本使用料の料金種別としてプラン M シンプルを選択すること。 |

(2) 控除額

控除額	税抜額 2,500 円
-----	-------------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) a u 契約の解除があったとき。
- (2) a u サービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) a u パケットへの a u サービスの種類の変更があったとき。
- (4) プランMシンプル以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき（前項の第3号又は第4号を伴う場合を除きます。）。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合又は第3項の規定により本減額適用を廃止した場合は、その料金月におけるプランMシンプルの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割りを行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140801 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、諫早ケーブルテレビ株式会社に関する改正規定については、平成 26 年 7 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 140813 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 13 日から実施します。

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(26)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用について、同(26)のAの(イ)の表を次表に読み替えて適用します。

割引額	税抜額 934 円
-----	-----------

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 4 平成 24 年 1 月 18 日から実施の附則第 3 項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)中「基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択していること。」を「基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプル、電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)又は、電話カケ放題プラン(ケータイ)を選択していること。」にそれぞれ改めます。
- 5 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)並びに平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)中、「基本使用料の料金種別がプラン Z シンプルであること。」を「基本使用料の料金種別がプラン Z シンプル、電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)又は、電話カケ放題プラン(ケータイ)であること。」にそれぞれ改めます。
- 6 平成 24 年 9 月 7 日から実施の附則第 4 項第 5 号中「料金種別がプラン F (I S) シンプルである」を「料金種別がプラン F (I S) シンプル、電話カケ放題プラン(ケータイ・データ付)若しくは電話カケ放題プラン(ケータイ)である」に改めます。

附則(OC T 営発第 140822 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 22 日から実施します。
(契約解除料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日以降、第 2 種定期 a u モジュール契約(基本使用料の料金種別が WND プランに係るものに限ります。)に係る契約解除料については、この約款の規定にかかわらず、その支払いを要しません。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 140827 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 8 月 27 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第 140901 号)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のおりとします。

(その他)

- 3 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 3 項中「この改定規定実施の日以降」を「この改定規定実施の日から平成 26 年 8 月 31 日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第 140910 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 9 月 10 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 141001 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）(23)及び(24)に関する改正規定については、平成 26 年 10 月 3 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 141015 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定（附則別紙に係るものを含みます。）は、平成 26 年 10 月 15 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 141101 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 141112 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 12 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 141125 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 11 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141201 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141212 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 12 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141218 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 18 日から実施します。

ただし、この改正規定中、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）の契約者回線に係る通話料の適用に関する改定規定については、平成 26 年 12 月 25 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 141226 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 26 年 12 月 26 日から実施します。

(付随サービスに関する料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から平成 27 年 1 月 12 日までの間に、a u スマートサポート契約（当社の「a u スマートサポート会員利用規約」に定める a u スマートサポートの提供を受けるための契約をいいます。以下この附則において同じとします。）の申込みがあり当社が承諾した場合、その a u スマートサポート契約の締結があった日を含む料金月において、その契約者回線（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるものに限り、）について、この約款の規定により支払いを要することとされる a u（WIN）通信サービスの料金のうち、税抜額 1,500 円を控除する取扱いを行います。

ただし、その a u スマートサポート契約を締結した後、同一料金月内において、次のい

いずれかに該当することとなった場合は、この限りではありません。

- (1) その契約者回線について、a u 契約の解除（L T E 契約への契約移行に係るものを除きます。）があったとき。
 - (2) その契約者回線について、a u サービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。
 - (3) a u スマートサポート契約が終了したとき。
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 150101 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 150113 号、第 150115 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 13 日から実施します。
ただし、この改正規定中、加賀テレビ株式会社に関する改正規定については、平成 27 年 1 月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 150121 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 21 日から実施します。
（基本使用料の支払いに関する経過措置）
- 2 当社は、a u 契約者からの申出により、次表に定める基本使用料の減額適用を行います。

(1) 学生であることを条件とする基本使用料の減額適用	ア この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、a u 契約の申込み（契約変更及び a u 契約からの契約移行に係るもの並びに K D D I 株式会社又は特定 M V N O 事業者からの M N P 加入申出（別記 3 (11) に定める携帯電話・ P H S 番号ポータビリティを希望する旨の申出をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、当社は、その a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第 2 項において「減額開始月 I」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間 I が経過するまでの各料金月（その契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限り、）において、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満
-----------------------------	--

たない場合は、基本使用料の額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用I」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

(ア) 減額対象期間I

① ②以外の場合	24 料金月
② そのau契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプルを選択した場合(a uサービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。)	36 料金月

(イ) 適用条件

① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期au契約に係る基本使用料の適用を受けていること。
② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。

(ウ) 控除額

1 契約ごとに月額

税抜額 934 円

イ 本減額適用Iは、auデュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、その契約者(そのau契約について利用者登録が行われているときは、登録利用者とし、)が学生又は満25歳以下であるもの限り、申し出ることができます

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若しくは締結していた他のau契約に係る契約者回線(その契約者名義(利用者登録が行われているときは、登録利用者の名義とします。以下この附則第2項において同じとします。))が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分1に定める申出を当社が承諾しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係るLTE契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分2に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたau契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分3に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

(エ) KDDI株式会社との間で締結している若しくは締結していたLTE契約に係る他網契約者回線(その契約者名義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。)について、次表の区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾しているとき。

区分	申出
1	本減額適用Iの申出、(2)欄に定める本減額適用IIの申

	出、この約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出又は学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

エ アに定めるau契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合は、当社又はKDDI株式会社との間で締結していたau契約若しくはLTE契約に係る契約者回線、LTE契約者回線若しくは他網契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないものとしします。

オ 当社は、本減額適用Iの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める減額対象料金月が経過する前であっても、本減額適用Iを廃止します。

- (ア) au契約の解除があったとき。
- (イ) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) auサービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) そのau契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更が行われたとき。
- (カ) そのau契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択した場合であって、減額開始月Iから起算して25料金月以降に基本使用料の料金種別の変更があったとき。

カ オの規定により、本減額適用Iを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとしします。

区分	本減額適用Iの適用
1 2以外により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日（auサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Iを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。）を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。
2 オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Iを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Iの対象とします。

キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定め

	<p>る適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、LTE減額適用I（当社のLTE約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算して、減額対象残期間I（次表に定める減額対象合算期間Iから次表に定める減額適用合算月数Iを除いた月数をいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Iを適用します。</p> <p>(ア) 減額対象合算期間I</p> <table border="1" data-bbox="408 775 1474 1070"> <tr> <td data-bbox="408 775 1193 819">① ②以外の場合</td> <td data-bbox="1193 775 1474 819">24 料金月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 819 1193 1070">② そのau契約又はLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプル又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）を選択した場合（auサービス又はLTEサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）</td> <td data-bbox="1193 819 1474 1070">36 料金月</td> </tr> </table> <p>(イ) 減額適用合算月数I</p> <table border="1" data-bbox="408 1111 1474 1236"> <tr> <td data-bbox="408 1111 1474 1236">本減額適用Iの適用を受けた料金月数及びLTE減額適用Iの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）</td> </tr> </table> <p>コ 本減額適用Iの申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係るLTE減額適用Iの取扱いについては、当社のLTE約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ 契約者は、当社又はKDDI株式会社がそれぞれ本減額適用I又は特定減額適用I（KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Iに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用I又は特定減額適用Iの適用に必要な範囲に限ります。）を、当社がKDDI株式会社に通知することを承諾していただきます。</p>	① ②以外の場合	24 料金月	② そのau契約又はLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプル又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）を選択した場合（auサービス又はLTEサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36 料金月	本減額適用Iの適用を受けた料金月数及びLTE減額適用Iの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）
① ②以外の場合	24 料金月					
② そのau契約又はLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプル又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）を選択した場合（auサービス又はLTEサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36 料金月					
本減額適用Iの適用を受けた料金月数及びLTE減額適用Iの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）						
(2) 学生の家族であることを条件とする基本使用料の減額適用	<p>ア この改正規定実施の日から平成27年5月31日までの間に、au契約の申込み（契約変更及びLTE契約からの契約移行に係るもの並びにKDDI株式会社又は特定MVNO事業者からのMNP加入申出を伴うものを除きます。）と同時に申出があり当社が承諾した場合、そのauサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（以下この附則第2項において「減額開始月II」といいます。）から起算して次表に定める減額対象期間IIが経過するまでの各料金月（その</p>					

契約者回線について、次表に定める適用条件を全て満たしている料金月に限り、その契約者回線について、料金表第1表第1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額（基本使用料の額が控除額に満たない場合は基本使用料の額とします。）を控除する取扱い（以下この附則第2項において「本減額適用Ⅱ」といいます。）を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のLTE約款の附則に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月については、この限りではありません。

(ア) 減額対象期間Ⅰ

I	Ⅱ以外の場合	12 料金月
II	その a u ① ②以外の場合	24 料金月
	契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合 ② その a u 契約の申込みに際し、基本使用料の料金種別としてプランZシンプルを選択した場合（a u サービスの提供を開始した日以降に、基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	36 料金月

(イ) 適用条件

- ① 障がい者等に係る基本使用料の割引の適用又は第2種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。
- ② 基本使用料の料金種別がプランZシンプルであること。

(ウ) 控除額

1 契約ごとに月額

税抜額 934 円

イ 本減額適用Ⅱは、a u デュアル又はUIMサービスの契約者回線であって、アに定める a u 契約の申込みと同時に、複数回線複合割引の適用の申出（その契約者が指定する割引選択回線群に、次表の区分1若しくは区分2に定める申出を当社が承諾した契約者回線若しくはLTE契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限り、）又は次表の区分3若しくは区分4に定める申出をKDDI株式会社が承諾した他網契約者回線（その減額適用を廃止又は終了していないものに限り、）が含まれるものに限り、）申し出ることができ、申し出ることができます。

区分	申出
1	本減額適用Ⅰの申出又はこの約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
2	当社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
3	KDDI株式会社のWIN約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出
4	KDDI株式会社のLTE約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用の申出

ウ 当社は、イに定める申出があったときは、次のいずれかに該当する
場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その申出のあった契約者回線又は当社との間で締結している若
しくは締結していた他の a u 契約に係る契約者回線（その契約者名
義が、申出のあった契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）
について、(1) 欄のウの表の区分 1 に定める申出を当社が承諾
しているとき。

(イ) 当社との間で締結している若しくは締結していた L T E 契約に
係る L T E 契約者回線（その契約者名義が、申出のあった契約者回
線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1) 欄のウの
表の区分 2 に定める申出を当社が承諾しているとき。

(ウ) K D D I 株式会社との間で締結している若しくは締結していた
a u 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあった
契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、(1)
欄のウの表の区分 3 に定める申出を K D D I 株式会社が承諾してい
るとき。

(エ) K D D I 株式会社との間で締結している若しくは締結していた
L T E 契約に係る他網契約者回線（その契約者名義が、申出のあつ
た契約者回線の契約者名義と同一のものに限ります。）について、
(1) 欄のウの表の区分 4 に定める申出を K D D I 株式会社が承諾し
ているとき。

エ アに定める a u 契約の申込みが、M N P 加入申出を伴うものである
場合は、当社又は K D D I 株式会社との間で締結していた a u 契約若
しくは L T E 契約に係る契約者回線、L T E 契約者回線若しくは他網
契約者回線について、ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないも
のとしします。

オ 当社は、本減額適用Ⅱの適用を受けている契約者回線について、次
のいずれかに該当する場合には、アの表の料金月の欄に定める減額対
象料金月が経過する前であっても、本減額適用Ⅱを廃止します。

(ア) a u 契約の解除があったとき。

(イ) a u サービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) a u サービス利用権の譲渡があったとき。

(エ) 契約者の地位の承継があったとき。

(オ) その a u 契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変
更が行われたとき。

(カ) その a u 契約の申込み（M N P 加入申出を伴うものに限ります）
に際し、基本使用料の料金種別としてプラン Z シンプルを選択
した場合であって、減額開始月Ⅱから起算して 25 料金月以降に基本
使用料の料金種別の変更があったとき。

カ オの規定により、本減額適用Ⅱを廃止する場合における取扱いにつ
いては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用Ⅱの適用
1 2 以外により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日（a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用Ⅱを廃止したときは、その譲渡承諾日又は

		地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。							
2	オの(ア)、(イ)又は(カ)の規定により本減額適用Ⅱを廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用Ⅱの対象とします。							
<p>キ 当社は、アに定める控除額について、その料金月においてアに定める適用条件を満たさない日があった場合は、適用条件を全て満たした日の日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに日割りします。</p> <p>ク キの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。</p> <p>ケ 当社は、LTE減額適用Ⅱ（当社のLTE約款に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用Ⅱに相当するものをいいます。以下この附則第2項において同じとします。）に係る申出の承諾を受けたLTE契約者回線について、au契約への契約移行があった場合、そのauサービスの契約者回線について、契約移行のあった日を含む料金月から起算して、減額対象残期間Ⅱ（次表に定める減額対象合算期間Ⅱから次表に定める減額適用合算月数Ⅱを除いた月数をいいます。以下この附則第2項において同じとします。）が経過するまでの各料金月であって、アに定める適用条件を全て満たしている料金月において、本減額適用Ⅱを適用します。</p> <p>(ア) 減額対象合算期間Ⅱ</p> <table border="1"> <tr> <td>I</td> <td>Ⅱ以外の場合</td> <td>12 料金月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">II</td> <td>そのau契約又はLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合</td> <td>① ②以外の場合 ② そのau契約又はLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプル又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）を選択した場合（auサービス又はLTEサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）</td> <td>24 料金月 36 料金月</td> </tr> </table> <p>(イ) 減額適用合算月数Ⅱ</p> <p>本減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数及びLTE減額適用Ⅱの適用を受けた料金月数を合算した月数（それぞれの減額適用に係る適用条件を満たさない料金月の数を含みます。）</p> <p>コ 本減額適用Ⅱの申出の承諾を受けた契約者回線について、LTE契約への契約移行があった場合、そのLTE契約者回線に係るLTE減額適用Ⅱの取扱いについては、当社のLTE約款の規定（ケに相当するものをいいます。）に定めるところによります。</p> <p>サ アからエの規定によるほか、次の全てを満たす場合、その契約者回線について、平成27年5月1日から本減額適用Ⅱを行います。</p>			I	Ⅱ以外の場合	12 料金月	II	そのau契約又はLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合	① ②以外の場合 ② そのau契約又はLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプル又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）を選択した場合（auサービス又はLTEサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	24 料金月 36 料金月
I	Ⅱ以外の場合	12 料金月							
II	そのau契約又はLTE契約の申込みが、MNP加入申出を伴うものである場合	① ②以外の場合 ② そのau契約又はLTE契約の申込みの際し、基本使用料の料金種別として、プランZシンプル又はLTEプラン若しくはLTEプラン（V）を選択した場合（auサービス又はLTEサービスの提供を開始した日以降に、その他の基本使用料の料金種別の変更があった場合を除きます。）	24 料金月 36 料金月						

- (ア) 平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 3 月 30 日までの間に、a u 契約の申込み（契約変更及び L T E 契約からの契約移行に係るもの並びに K D D I 株式会社又は特定 M V N O 事業者からの M N P 加入申出を伴うものを除きます。）があること。
- (イ) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、障がい者等用の基本使用料の適用又は第 2 種定期 a u 契約に係る基本使用料の適用を受けていること。
- (ウ) 平成 27 年 4 月 1 日時点で、基本使用料の料金種別がプラン Z シンプルであること。
- (エ) 平成 27 年 3 月 31 日時点で、その契約者回線が属する複数回線複合割引に係る割引選択回線群に、判定用契約者回線等（次表に定める申出を当社又は K D D I 株式会社が承諾した契約者回線若しくは L T E 契約者回線又は他網契約者回線（それぞれの減額適用を廃止又は終了していないものに限ります。）をいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）が含まれていること。

申出

本減額適用 I の申出、L T E 減額適用 I の申出、特定減額適用 I の申出、L T E 特定減額適用 I（K D D I 株式会社の L T E 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、L T E 減額適用 I に相当するものをいいます。）の申出

- (オ) (ア)に定める a u 契約の申込みのあった日が、(ウ)に定める判定用契約者回線等に係る a u 契約又は L T E 契約の申込のあった日より前であること。
 - (カ) ウの(ア)から(エ)に定める事由に該当しないこと。
- シ 契約者は、当社又は K D D I 株式会社がそれぞれ本減額適用 II 又は特定減額適用 II（K D D I 株式会社の W I N 約款の附則に定める学生であることを条件とする基本使用料の減額適用であって、本減額適用 II に相当するものをいいます。以下この附則第 2 項において同じとします。）の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報（本減額適用 II 又は特定減額適用 II の適用に必要な範囲に限ります。）を、当社が K D D I 株式会社に通知することを承諾していただきます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 150123 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 23 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（O C T 営発第 150130 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 1 月 30 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
(その他)
- 3 平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項の(1)欄のイ中「学生であるもの」を「学生又は満 25 歳以下であるもの」に改めます。

附則（OCT 営発第 150201 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150210 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から実施します。
ただし、この改正規定中、佐賀シティビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150220 号）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 20 日から実施します。
(基本使用料の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 5 月 31 日までの間に、au 契約の申込みがあった場合（その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、その au サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 36 料金月の間（以下この附則において「控除対象期間」といいます。）、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額（特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用、特定の LTE シングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。）のうち、次表に定める控除額（第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。）を控除する取扱い（以下この附則において「本減額適用」といいます。）を行います。
ただし、この約款又は当社 LTE 約款に定める基本使用料の減額適用（当社が別に定めるものに限り、）を受ける料金月又はプラン S シンプル若しくはプラン Z シンプルの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア 別記 3 (11)に定める携帯電話・PHS 番号ポータビリティ（KDDI 株式会社又は特定MVNO事業者からのものを除きます。）を希望する旨の申出を伴うこと。

- イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
 ウ 基本使用料の料金種別としてプランSSシンプル又はプランZシンプルを選択すること。
 エ 特定パケット通信2段階定額制（ダブル定額スーパーライト、ダブル定額ライト又はダブル定額に限ります。以下この附則において同じとします。）の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) au契約の解除があったとき。
- (2) auサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) auパケットへのauサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定パケット通信2段階定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 前項第4号又は第5号（前項第3号を伴う場合を除きます。）により本減額適用を廃止したとき	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第2項の規定により本減額適用を開始した場合、第3項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更（プランSSシンプル又はプランZシンプルとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。）があった場合は、その料金月におけるプランSSシンプル又はプランZシンプルの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第2項に規定する控除額の日割りを行います。

6 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

（料金等の支払いに関する経過措置）

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150224 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 2 月 24 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150301 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、株式会社ニューメディアに関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から、ビッグロブ株式会社に関する改定規定は、平成 27 年 3 月 2 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150310 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 10 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150316 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 16 日から実施します。

ただし、この改正規定中、テレビ小山放送株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 2 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150401 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150410 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150501 号）

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150515 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 15 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150520 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 20 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150601 号、第 150610 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 6 月 1 日から実施します。
ただし、この改正規定中、横浜ケーブルビジョン株式会社に関する改正規定は、平成 27 年 6 月 10 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150701 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150710 号）

この改正規定は、平成 27 年 7 月 10 日から実施します。

附則（OCT 営発第 150801 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 150806 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 6 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附則（OCT 営発第 150807 号）

この改正規定は、平成 27 年 8 月 7 日から実施します。

附則（OCT 営発第 150817 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 17 日から実施します。
（SMS 機能に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以降、契約者は、新たに SMS 安心ブロック（別表 1（付加機能）3 欄の備考に定める、当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）又は URL が含まれる SMS の受信を行わないようにすることをいいます。）の提供を受けることはできません。

附則（OCT 営発第 150824 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙 2 及び附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 8 月 24 日から実施します。
ただし、この改正規定中、次表に定めるもの以外に関する改正規定については、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

a u サービスの利用の一時中断の取扱い、一般用の基本使用料の取扱い、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（6）に定める契約者を単位とする基本使用料割引 I、（9）の 2 に定める複数回線の利用を条件とする a u パケットに関する基本使用料の減額適用、（13）に定める a u . N E T 機能に係るオプション機能使用料の減額適用、第 2（通話料）1（適用）（13）に定める特定電話番号への通話料の月極割引、（15）に定める契約者を単位とする通話料の月極割引、（20）に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引、（25）に定める特定電話番号への通話料の月極割引 II 及び改正前の規定による料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（2）のウの取扱い

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙 2 のとおりとします。

区分	基本使用料の料金種別
a u デュアル又は U I M サービスに係るもの	プラン L L、プラン L、プラン M、プラン S、プラン S S、デイトム L、デイトム S、プラン E、プラン F（I S）、プラン W、プラン L L シンプル、プラン L シンプル、プラン M シンプル、デイトム L シンプル、デイトム S シンプル、プラン F（I S）シンプル、プラン W シンプル

第1種auパケットに係るもの	WINシングルLL、WINシングルL、WINシングルM、WINシングルS、WINシングルSS
第2種auパケットに係るもの	WINシングルLL WiMAX フルサポート、WINシングルL WiMAX フルサポート、WINシングルM WiMAX フルサポート、WINシングルLL WiMAX シンプル、WINシングルL WiMAX シンプル、WINシングルM WiMAX シンプル、WINシングル定額 WiMAX フルサポート、WINシングル定額 WiMAX シンプル、ビジネスWINシングル定額 WiMAX フルサポート、ビジネスWINシングル定額 WiMAX シンプル
第2種auモジュールに係るもの	WINシングルLL、WINシングルL、WINシングルM、WINシングルS、WINシングルSS

(一般用の基本使用料に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、一般用の基本使用料の適用を受けている場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙2のとおりとします。

(料金安心サービスに関する経過措置)

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に定める料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に係る利用防止措置の種類を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める利用防止措置の種類を選択したものとみなして取り扱います。

通常防止措置(一回停止)	段階防止措置(段階停止)
--------------	--------------

附則(OC T 営発第150901号)

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙3に係るものを含みます。)は、平成27年9月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則(OC T 営発第150903号)

この改正規定は、平成27年9月3日から実施します。

附則(OC T 営発第150917号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年9月17日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成25年12月1日から実施の附則第2項の表(1)のA及び(2)のA中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から平成27年9月30日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 管発第 151001 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 151101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 151109 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 11 月 9 日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、次項及びこの約款の規定によるほか、附則別紙 3 のとおりとします。

基本使用料の料金種別	b i b l i o L e a f プラン
------------	-------------------------

（契約解除料の支払いに関する経過措置）

3 削除

附則（OCT 管発第 151117 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 及び附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 27 年 11 月 17 日から実施します。

ただし、この改正規定中、SMS 安心ブロック（当社が別に定める方法により電気通信番号（当社が別に定めるものに限ります。）又は URL が含まれる SMS の受信を行わないようにすることをいいます。）に関する改正規定は、平成 27 年 11 月 18 日から実施します。

（用語の定義に関する経過措置）

2 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
第 1 種定期 a u 契約	契約期間が、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日（契約を更新した場合は、更新した日とします。）から、その日を含む料金月の翌料金月（契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。）から起算して 12 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期 a u 契約
第 1 種定期 a u 契約者	当社と第 1 種定期 a u 契約を締結している者

(a u 契約の種別に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の a u 契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の a u 契約を締結しているものとみなします。

第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が一般用のものに限りません。）	第 1 種定期 a u 契約
--	----------------

4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄の a u 契約を締結している者は、この改正規定実施の日において、同表中央欄の a u 契約を締結し、同表右欄の基本使用料の割引の適用を受けているものとみなします。

第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が障がい者等用のものに限りません。）	一般 a u 契約	料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（4）の 2 に規定する障がい者等に係る基本使用料の割引
---	-----------	--

(第 1 種定期 a u 契約に関する経過措置)

5 この改正規定実施の際現に、第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が一般用のものに限りません。）を締結している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、この附則及び附則別紙 2 のとおりとします。

(1) 第 1 種定期 a u 契約の満了

ア 第 1 種定期 a u 契約は、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（その契約が第 24 条（定期 a u 契約の更新）の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

区分	内容
第 1 種定期 a u 契約	12 料金月

イ アの規定にかかわらず、その第 1 種定期 a u 契約が、一般 LTE 契約（当社の LTE 約款に定める障がい者等に係る基本使用料の割引の適用を受けるものに限りません。）からの契約移行により締結されたものであるときは、その一般 LTE 契約に係る LTE サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月（改正前の規定により、その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。）から起算して、12 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

(2) 第 1 種定期 a u 契約の更新

当社は、前号の規定により第 1 種定期 a u 契約が満了した場合は、満了した日（以下「満了日」といいます。）の翌日（以下「更新日」といいます。）に第 1 種定期 a u 契約を更新します。

(請求を保留した契約解除料の支払いに関する経過措置)

6 平成 27 年 11 月 16 日以前に a u サービスの利用の一時休止（タイプ II に限りません。）があった契約者回線（その a u 契約の種別が、改正前の規定による第 1 種定期 a u 契約（基本使用料の区別が障がい者等用のものに限りません。）であったものに限りません。）について、この改正規定実施の日以降に a u サービスの再利用があった場合、別記 20 の 2 の規定に基づき当社が請求を保留した契約解除料の債務については、なお従前のとおりとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

8 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項、平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項及び平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項中「障がい者等用の基本使用料の適用」を「障がい者等に係る基本使用料の割引の適用」にそれぞれ改めます。

9 平成 25 年 1 月 22 日から実施の附則第 2 項(1)のオの表及び同項(2)のオの表について、それぞれ次表のように改めます。

(1) 第 2 項(1)のオの表

区分	本減額適用 I の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 I を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用 I を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 I の対象とします。

(1) 第 2 項(2)のオの表

区分	本減額適用 II の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日 (a u サービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本減額適用 II を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。) を含む料金月までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。
2 エの(ウ)又は(オ)の規定により本減額適用 II を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用 II の対象とします。

10 平成 26 年 1 月 16 日から実施の附則第 2 項(1)のカの表及び同項(2)のカの表並びに平成 27 年 1 月 21 日から実施の附則第 2 項(1)のカの表及び同項(2)のカの表について、それぞれ区分 2 中の「(3に該当するときを除きます。)」及び区分 3 の欄を削除し、区分 1 中「2 又は 3 以外により」を「2 以外により」に改めます。

附則 (O C T 営発第 151201 号)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

附則 (O C T 営発第 151221 号)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 21 日から実施します。

附則 (O C T 営発第 160101 号)

(実施時期)

1 この改正規定 (附則別紙 2 に係るものを含みます。) は、平成 28 年 1 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160105 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 5 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160114 号）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 14 日から実施します。

附則（OCT 営発第 160115 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 15 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160120 号）

この改正規定は、平成 28 年 1 月 20 日から実施します。

附則（OCT 営発第 160129 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 1 月 29 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160201 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160210 号）

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 28 年 2 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金

その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160217 号）

この改正規定は、平成 28 年 2 月 17 日から実施します。

附則（OCT 営発第 160301 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 3 月 1 日から実施します。

（a u サービス利用権等の譲渡に関する経過措置）

2 この改正規定実施前に行われた a u サービス利用権、a u モジュール利用権又は W I N 特定接続サービス利用権の譲渡の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 160401 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営業発第 160405 号）

この改正規定は、平成 28 年 4 月 5 日から実施します。

附則（OCT 営発第 160501 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 及び附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 5 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 27 年 11 月 9 日から実施の附則第 3 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 160517 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 5 月 17 日から実施します。

ただし、この改正規定中、携帯電話・PHS 番号ポータビリティ取扱手数料に関する改正規定については、平成 28 年 5 月 17 日以降に行われた L T E 契約の解除について実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160521 号）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 21 日から実施します。

附則（OCT 管発第 160601 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

（第 2 種定期 a u 契約（タイプ II）への契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置）

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第 1 表第 1（基本使用料等）1（適用）（3）に定める第 2 種定期 a u 契約に係る基本使用料の取扱いについて、同（3）の E 中、次表の左欄の部分と同表の右欄に読み替えて適用します。

契約変更又は契約移行を行う前の a u 契約又は L T E 契約の契約種別に応じて、その a u 契約又は L T E 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。	契約変更又は契約移行を行う前の a u 契約又は L T E 契約の契約種別を第 2 種定期 a u 契約（タイプ I に限ります。）又は第 2 種定期 L T E 契約（タイプ I に限ります。）として、その a u 契約又は L T E 契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。
---	---

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160701 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

（メタルプラス電話サービス等の廃止等に関する経過措置）

2 削除

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160716 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 16 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 160722 号）

この改正規定は、平成 28 年 7 月 22 日から実施します。

附則（OCT 管発第 160801 号）

この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 160901 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 3 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 9 月 1 日から実施します。

（a u モジュール契約に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している a u モジュール契約（基本使用料の料金種別がリーダー 3 G プラン I 又はリーダー 3 G プラン II のものに限ります。）は、この改正規定実施の日において、契約の解除があったものとみなして取り扱います。

（料金等の支払いに関する経過措置）

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 161001 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 161006 号）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 6 日から実施します。

附則（OCT 営発第 161101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 28 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

附則（OCT 営発第 161109 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 28 年 11 月 9 日から実施します。

（基本使用料の料金種別に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別の提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本使用料の料金種別の提供を受けているものとみなします。

電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）	カケホ（3 G ケータイ・データ付）
----------------------	--------------------

（料金等の支払いに関する経過措置）

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。（その他）
- 4 平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)中、「基本使用料の料金種別がプランZシンプル、電話カケ放題プラン（ケータイ・データ付）又は電話カケ放題プラン（ケータイ）であること。」を「基本使用料の料金種別がプランZシンプル、カケホ（3Gケータイ・データ付）又は、カケホ（3Gケータイ）であること。」にそれぞれ改めます。

附則（OCT 営発第 161201 号）

この改正規定は、平成28年12月1日から実施します。

附則（OCT 営発第 161215 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成28年12月15日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 161222 号）

この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成28年12月22日から実施します。

附則（OCT 営発第 170101 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定（附則別紙2に係るものを含みます。）は、平成29年1月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 170119 号）

この改正規定は、平成29年1月19日から実施します。

附則（OCT 営発第 170203 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成29年2月3日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 170301 号）

この改正規定は、平成29年3月1日から実施します。

附則（OCT 管発第 170401 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 170421 号）

この改正規定は、平成 29 年 4 月 21 日から実施します。

附則（OCT 管発第 170525 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 25 日から実施します。
（付随サービスの提供に関する経過措置）
- 2 この改正規定実施の日以降、改正前の規定により提供していた位置情報検索サービスについては、当社の「位置検索サポートご利用規約」に定めるところにより提供するものとします。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 170601 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 170701 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 管発第 170714 号）

この改正規定は、平成 29 年 7 月 14 日から実施します。

附則（OCT 管発第 170801 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 170829 号）

この改正規定は、平成 29 年 8 月 29 日から実施します。

附則（OCT 営発第 170917 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 17 日から実施します。

附則（OCT 営発第 170922 号）

この改正規定は、平成 29 年 9 月 22 日から実施します。

附則（OCT 営発第 171101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 171201 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 171215 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 15 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180101 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180116 号）

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180201 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180216 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 16 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180219 号）

この改正規定は、平成 30 年 2 月 19 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180301 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 平成 25 年 2 月 19 日から実施の附則第 2 項中「この改定規定実施の日以降に」を「この改定規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に」に改めます。

附則（OCT 営発第 180401 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180501 号）

（実施時期）

1 この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180509 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 9 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180528 号）

この改正規定は、平成 30 年 5 月 28 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180601 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。
(a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用に関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により a u でんきサービスに係る契約を条件とする減額等適用の適用を受けていた場合の取扱いについては、当社の a u でんきセット割利用規約に定めるところによります。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 180701 号）

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180815 号）

この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 8 月 15 日から実施します。

附則（OCT 営発第 180904 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 9 月 4 日から実施します。
(WiMAX 利用機能の提供終了)
- 2 当社は、平成 32 年 3 月 31 日をもって、WiMAX 利用機能の提供を終了します。

附則（OCT 営発第 180926 号）

この改正規定（附則別紙 2 に係るものを含みます。）は、平成 30 年 9 月 26 日から実施します。

附則（OCT 営発第 181108 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 11 月 8 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則（OCT 営発第 190301 号）

（実施時期）

- 1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 1 日から実施します。
(料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。